

平成 21 年 度

# 健康保険・船員保険 事業年報



厚生労働省保険局

# ま え が き

この年報は、平成 21 年度における健康保険及び船員保険の事業概況を過去の推移を含めてまとめたものである。

健康保険の事業概況については、全国健康保険協会管掌健康保険（平成 20 年 10 月発足。平成 20 年 9 月までは政府管掌健康保険（旧社会保険庁））及び組合管掌健康保険について、全国健康保険協会の設立に伴い、平成 20 年度より、過去の推移を含めて健康保険事業年報として厚生労働省保険局にてとりまとめている。

また、船員保険の事業概況については、平成 22 年 1 月より船員保険は全国健康保険協会が管掌することになったことから、平成 21 年度より、過去の推移を含めて船員保険事業年報として厚生労働省保険局にてとりまとめることとしたものである。

わが国は、国民皆保険のもと、安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかしながら、急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化など、大きな環境変化に直面している。

このような状況のもとにあって、今後の健康保険制度及び船員保険制度の改善、運営のあり方について検討するためには、現状を分析し、将来の姿を予測することが不可欠である。

そうした意味から、健康保険及び船員保険に関係している各位が、この年報を統計資料として大いに活用されることを心から期待する。

平成 23 年 10 月

厚生労働省保険局長  
外口 崇

## 例 言

- 1 この年報は、平成 21 年度における健康保険制度及び船員保険制度の事業概況を、過去の推移等も含めて収録したものである。なお、平成 19 年度以前については、旧社会保険庁「事業年報」を、船員保険制度の平成 20 年度の統計については全国健康保険協会「船員保険事業年報」を参照されたい。
- 2 この年報は、各保険者の平成 21 年度における健康保険事業状況報告、船員保険事業状況報告等に基づいて編集したものである。なお、船員保険の数値には、平成 21 年 12 月以前の数値を含んでいる。
- 3 この年報において、全国健康保険協会管掌健康保険（一般被保険者）は「協会（一般）」、組管管掌健康保険は「組合健保」、全国健康保険協会管掌健康保険（健康保険法第 3 条第 2 項被保険者）は「法第 3 条第 2 項被保険者」と称した。
- 4 収支状況においては、協会（一般）と法第 3 条第 2 項被保険者の合計を「協会けんぽ」と称した。
- 5 平成 20 年 4 月に後期高齢者医療制度が創設され、75 歳以上の者等が後期高齢者医療制度に移行したことから、平成 20 年度から対象者が従来と大きく異なっている。
- 6 統計表第 12 表の保険給付状況の諸率の計算の基礎となる件数、日数、費用額は次によって計上してある。
  - (1) 件 数 毎月支給決定された件数（療養の給付等については当該月の診療分、療養費等及びその他の給付については当該月に支給決定された分）の総数である。
  - (2) 日 数 診療実日数である。ただし、調剤においては処方せん受付枚数、入院時食事療養費・生活療養費においては回数としている。
  - (3) 費用額 診療報酬点数の費用額をいう。費用額には患者の一部負担金及び感染症の予防及び感染症に対する医療に関する法律等他の制度によって負担された分を含むものである。
- 7 「入院時食事療養費・生活療養費」は、平成 17 年度以前は「入院時食事療養費」として、日数を単位として集計している。
- 8 統計表の符号の用法は次のとおりである。
  - ・ 統計項目のありえない場合
  - … 計数不明または計数を表章することが不適切な場合
  - － 計数のない場合
  - 0 計数が表章単位の 1/2 未満のもの
  - 「－」 負数
- 9 単位未満の数は四捨五入しているため、各項目の計と合計は一致しないことがある。

# 目 次

まえがき

例 言

事業概況（健康保険）

I 適用及び給付の状況	1
1 適用状況	1
(1) 保険者数及び適用事業所	1
(2) 加入者数	2
(3) 平均標準報酬	6
2 保険給付状況	9
(1) 医療費及び医療給付費	9
(2) 高額療養費	13
(3) その他の現金給付	14
3 付加給付	15
4 諸率	16
II 収支状況	21
1 年度別収支状況	21
2 当年度収支状況	22
III 健康保険組合の分布状況	25

事業概況（船員保険）

IV 適用及び給付の状況	35
1 適用状況	35
(1) 船舶所用者数及び加入者数	35
(2) 平均標準報酬	37
2 保険給付状況	39
(1) 医療費及び医療給付費	39
(2) 高額療養費	41
(3) その他の現金給付	41
V 収支状況	42
1 年度別収支状況	42
2 当年度収支状況	43

統計表（事業年報） ..... 45

第1-1表	健康保険 総括表	46
第1-2表	全国健康保険協会管掌健康保険（一般被保険者） 総括表	48
第1-3表	全国健康保険協会管掌健康保険（法第3条第2項被保険者） 総括表	50
第1-4表	組合管掌健康保険 総括表	52
第1-5表	船員保険 総括表	54
第2-1表	適用状況（健康保険計）	56
第2-2表	適用状況（全国健康保険協会管掌健康保険）	57
第2-3表	適用状況（組合管掌健康保険）	59
第2-4表	適用状況（船員保険）	61
第3表	標準報酬等級別被保険者数	62
第4表	標準賃金日額等級別就労延人員	63
第5表	月別標準報酬月額（賃金日額）及び標準報酬総額	64
第6表	1人当たり標準報酬総額の分布	65
第7-1表	月別給付状況（医療給付）一件数【加入者計】	66
第7-2表	月別給付状況（医療給付）一件数【被保険者70歳未満】	68
第7-3表	月別給付状況（医療給付）一件数【被扶養者70歳未満（未就学児除く）】	70
第7-4表	月別給付状況（医療給付）一件数【未就学児】	72
第7-5表	月別給付状況（医療給付）一件数【70歳以上一般所得者】	74
第7-6表	月別給付状況（医療給付）一件数【70歳以上現役並み所得者】	76
第8-1表	月別給付状況（医療給付）一日数【加入者計】	78
第8-2表	月別給付状況（医療給付）一日数【被保険者70歳未満】	79
第8-3表	月別給付状況（医療給付）一日数【被扶養者70歳未満（未就学児除く）】	80
第8-4表	月別給付状況（医療給付）一日数【未就学児】	81
第8-5表	月別給付状況（医療給付）一日数【70歳以上一般所得者】	82
第8-6表	月別給付状況（医療給付）一日数【70歳以上現役並み所得者】	83
第9-1表	月別給付状況（医療給付）一医療費【加入者計】	84
第9-2表	月別給付状況（医療給付）一医療費【被保険者70歳未満】	85
第9-3表	月別給付状況（医療給付）一医療費【被扶養者70歳未満（未就学児除く）】	86
第9-4表	月別給付状況（医療給付）一医療費【未就学児】	87
第9-5表	月別給付状況（医療給付）一医療費【70歳以上一般所得者】	88
第9-6表	月別給付状況（医療給付）一医療費【70歳以上現役並み所得者】	89
第10-1表	月別給付状況（医療給付）一給付費【加入者計】	90
第10-2表	月別給付状況（医療給付）一給付費【被保険者70歳未満】	92
第10-3表	月別給付状況（医療給付）一給付費【被扶養者70歳未満（未就学児除く）】	94
第10-4表	月別給付状況（医療給付）一給付費【未就学児】	96
第10-5表	月別給付状況（医療給付）一給付費【70歳以上一般所得者】	98

第 10-6 表	月別給付状況（医療給付）－給付費【70 歳以上現役並み所得者】	100
第 11 表	月別給付状況（医療給付）－給付率	102
第 12-1 表	給付状況（医療給付）－諸率【加入者計】	103
第 12-2 表	給付状況（医療給付）－諸率【被保険者 70 歳未満】	104
第 12-3 表	給付状況（医療給付）－諸率【被扶養者 70 歳未満（未就学児除く）】	105
第 12-4 表	給付状況（医療給付）－諸率【未就学児】	106
第 12-5 表	給付状況（医療給付）－諸率【70 歳以上一般所得者】	107
第 12-6 表	給付状況（医療給付）－諸率【70 歳以上現役並み所得者】	108
第 13 表	療養費の内訳	109
第 14-1 表	高額療養費の支給状況－【件数】	110
第 14-2 表	高額療養費の支給状況－【金額】	112
第 15 表	現金給付（医療給付以外）の支給状況	114
第 16 表	付加給付の支給状況	116
	（参考）協会けんぽ及び組合健保の貸借対照表及び損益計算書	118

# 事業概況（健康保険）

## I 適用及び給付の状況

### 1. 適用状況

#### (1) 保険者数及び適用事業所数

表 I-1-1 は、全国健康保険協会管掌健康保険（一般被保険者）（以下、「協会（一般）」）及び組合管掌健康保険（以下、「組合健保」）の保険者数及び適用事業所数、並びに全国健康保険協会管掌健康保険（法第3条第2項被保険者）（以下、「法第3条第2項被保険者」）に係る印紙購入通帳数の過去5年間の推移を示したものである。

平成21年度末の協会（一般）の適用事業所数は162万5千と前年度末より1.1%増加している。また、健康保険組合の数は1,473組合（単一・連合1,206組合、総合267組合）で、前年度末より24組合減少した（内訳は、新設により6組合増加、解散による消滅で23組合、合併による消滅で7組合と、合わせて30組合減少。）。また適用事業所数は11万4千と、前年度末より1.9%減少している。

法第3条第2項被保険者に係る印紙購入通帳数は一貫して減少しており、平成21年度末の印紙購入通帳数は1,421と前年度末より9.6%減少している。

表 I-1-1 保険者数及び適用事業所数の年次推移

#### ① 適用事業所数

年 度	協会（一般）		組合健保		法第3条第2項被保険者	
	年度末値	年度間値	年度末値	年度間値	年度末値	年度間値
平成17年度	1,515,290 ( 1.1%)	1,508,713 ( 1.0%)	117,195 (-0.5%)	117,240 (-0.9%)	2,007 (-7.1%)	2,102 (-8.2%)
平成18年度	1,548,534 ( 2.2%)	1,534,897 ( 1.7%)	117,164 (-0.0%)	116,937 (-0.3%)	1,826 (-9.0%)	1,948 (-7.3%)
平成19年度	1,582,047 ( 2.2%)	1,569,726 ( 2.3%)	117,884 ( 0.6%)	117,511 ( 0.5%)	1,690 (-7.4%)	1,735 (-10.9%)
平成20年度	1,607,489 ( 1.6%)	1,599,544 ( 1.9%)	116,214 (-1.4%)	116,380 (-1.0%)	1,572 (-7.0%)	1,620 (-6.6%)
平成21年度	1,624,549 ( 1.1%)	1,617,770 ( 1.1%)	114,009 (-1.9%)	114,475 (-1.6%)	1,421 (-9.6%)	1,494 (-7.7%)

(注1) カッコ内は対前年度伸び率である。

(注2) 法第3条第2項被保険者は印紙購入通帳数である。

#### ② 組合健保保険者数

年 度	年度末値	年度間値		年度間値	年度間値	
		単一・連合組合	総合組合		単一・連合組合	総合組合
平成17年度	1,561 (-1.5%)	1,278 (-1.5%)	283 (-1.4%)	1,564 (-1.7%)	1,281 (-1.8%)	283 (-1.5%)
平成18年度	1,541 (-1.3%)	1,262 (-1.3%)	279 (-1.4%)	1,544 (-1.3%)	1,265 (-1.3%)	279 (-1.4%)
平成19年度	1,518 (-1.5%)	1,241 (-1.7%)	277 (-0.7%)	1,519 (-1.6%)	1,242 (-1.8%)	277 (-0.7%)
平成20年度	1,497 (-1.4%)	1,225 (-1.3%)	272 (-1.8%)	1,499 (-1.3%)	1,227 (-1.2%)	272 (-1.8%)
平成21年度	1,473 (-1.6%)	1,206 (-1.6%)	267 (-1.8%)	1,481 (-1.2%)	1,213 (-1.1%)	268 (-1.7%)

(注) カッコ内は対前年度伸び率である。

### ③ 組合健保の新設、解散状況

年 度	増加		減少			増減	
	新設	分割設立	解散	合併消滅			
平成17年度	6	6	0	29	18	11	-23
平成18年度	4	1	3	24	9	15	-20
平成19年度	5	5	0	28	12	16	-23
平成20年度	3	3	0	24	14	10	-21
平成21年度	6	6	0	30	23	7	-24

#### (2) 加入者数

表 I - 1 - 2 は健康保険各制度の過去 10 年間の被保険者数及び被扶養者数の推移をみたものである。なお、平成 20 年度に後期高齢者医療制度が創設され、75 歳以上の者等が後期高齢者医療制度に移行する等、大きな異動があったことに留意が必要である。

協会（一般）の被保険者数については、平成 16 年度以降増加していたが、平成 20 年度に減少に転じ、平成 21 年度の年度平均被保険者数は 1,962 万 5 千人（前年度より 17 万 9 千人、0.9%減）となった。組合健保については、平成 16 年度以降増加していたが、平成 21 年度は 1,592 万 8 千人（前年度より 16 万 0 千人、1.0%減）と減少に転じている。

一方、被扶養者数については一貫して減少しており、平成 21 年度の協会（一般）の年度平均被扶養者数は 1,519 万 2 千人（同 6 千人、0.04%減）、組合健保については 1,422 万 2 千人（同 14 万 8 千人、1.0%減）となっている。

扶養率については被扶養者数の減少を反映し、概ね減少傾向となっているが、平成 21 年度については、協会（一般）は 0.774（同 0.007 ポイント増）、組合健保は 0.893（同 0.0003 ポイント減）と、協会（一般）については増加に転じている。

法第 3 条第 2 項被保険者の被保険者数については、近年、減少し続けていたが平成 21 年度は増加に転じており、平成 21 年度の年度平均被保険者数は 11,242 人（前年度より 654 人、6.2%増）となっている。被扶養者数についても被保険者と同様に増加に転じており、平成 21 年度の年度平均被扶養者数は 5,900 人（同 11 人、0.2%増）となっている。扶養率については平成 17 年度までは概ね上昇していたが、平成 18 年度以降は減少傾向となっており、平成 21 年度は 0.525（同 0.031 ポイント減）となっている。

表 I - 1 - 2 加入者数の年次推移（年度平均値）

① 協会（一般）

年度	加入者計		被保険者数		被扶養者数		扶養率
	人		人		人		
平成12年度	37,222,880	(-0.8%)	19,704,402	(-0.3%)	17,518,477	(-1.4%)	0.889 (-1.1%)
平成13年度	36,745,137	(-1.3%)	19,537,168	(-0.8%)	17,207,969	(-1.8%)	0.881 (-0.9%)
平成14年度	36,214,854	(-1.4%)	19,134,113	(-2.1%)	17,080,740	(-0.7%)	0.893 ( 1.4%)
平成15年度	35,776,153	(-1.2%)	18,989,369	(-0.8%)	16,786,784	(-1.7%)	0.884 (-1.0%)
平成16年度	35,738,934	(-0.1%)	19,099,459	( 0.6%)	16,639,475	(-0.9%)	0.871 (-1.4%)
平成17年度	35,787,365	( 0.1%)	19,248,740	( 0.8%)	16,538,625	(-0.6%)	0.859 (-1.4%)
平成18年度	35,963,571	( 0.5%)	19,550,678	( 1.6%)	16,412,893	(-0.8%)	0.840 (-2.3%)
平成19年度	36,314,518	( 1.0%)	19,904,636	( 1.8%)	16,409,882	(-0.0%)	0.824 (-1.8%)
平成20年度	35,002,656	(-3.6%)	19,804,152	(-0.5%)	15,198,504	(-7.4%)	0.767 (-6.9%)
平成21年度	34,817,622	(-0.5%)	19,625,500	(-0.9%)	15,192,123	(-0.0%)	0.774 ( 0.9%)

② 組合健保

年度	加入者計		被保険者数		被扶養者数		扶養率
	人		人		人		
平成12年度	31,900,730	(-1.4%)	15,393,575	(-1.6%)	16,507,155	(-1.2%)	1.072 ( 0.4%)
平成13年度	31,392,971	(-1.6%)	15,183,020	(-1.4%)	16,209,951	(-1.8%)	1.068 (-0.4%)
平成14年度	30,797,560	(-1.9%)	14,995,874	(-1.2%)	15,801,686	(-2.5%)	1.054 (-1.3%)
平成15年度	30,272,945	(-1.7%)	14,776,193	(-1.5%)	15,496,752	(-1.9%)	1.049 (-0.5%)
平成16年度	30,041,732	(-0.8%)	14,800,778	( 0.2%)	15,240,954	(-1.7%)	1.030 (-1.8%)
平成17年度	30,054,683	( 0.0%)	15,037,724	( 1.6%)	15,016,959	(-1.5%)	0.999 (-3.0%)
平成18年度	30,359,239	( 1.0%)	15,409,051	( 2.5%)	14,950,188	(-0.4%)	0.970 (-2.8%)
平成19年度	30,723,927	( 1.2%)	15,830,811	( 2.7%)	14,893,116	(-0.4%)	0.941 (-3.0%)
平成20年度	30,458,028	(-0.9%)	16,087,838	( 1.6%)	14,370,190	(-3.5%)	0.893 (-5.1%)
平成21年度	30,150,576	(-1.0%)	15,928,219	(-1.0%)	14,222,358	(-1.0%)	0.893 (-0.0%)

③ 法第3条第2項被保険者

年度	加入者計		被保険者数		被扶養者数		扶養率
	人		人		人		
平成12年度	47,931	(-12.3%)	32,248	(-10.1%)	15,684	(-16.6%)	0.486 (-7.2%)
平成13年度	43,321	(-9.6%)	29,137	(-9.6%)	14,184	(-9.6%)	0.487 ( 0.1%)
平成14年度	36,857	(-14.9%)	24,242	(-16.8%)	12,615	(-11.1%)	0.520 ( 6.9%)
平成15年度	31,590	(-14.3%)	20,196	(-16.7%)	11,394	(-9.7%)	0.564 ( 8.4%)
平成16年度	29,096	(-7.9%)	18,228	(-9.7%)	10,868	(-4.6%)	0.596 ( 5.7%)
平成17年度	26,134	(-10.2%)	16,048	(-12.0%)	10,086	(-7.2%)	0.629 ( 5.4%)
平成18年度	22,817	(-12.7%)	14,203	(-11.5%)	8,615	(-14.6%)	0.607 (-3.5%)
平成19年度	18,699	(-18.1%)	11,745	(-17.3%)	6,953	(-19.3%)	0.592 (-2.4%)
平成20年度	16,476	(-11.9%)	10,588	(-9.9%)	5,889	(-15.3%)	0.556 (-6.0%)
平成21年度	17,142	( 4.0%)	11,242	( 6.2%)	5,900	( 0.2%)	0.525 (-5.6%)

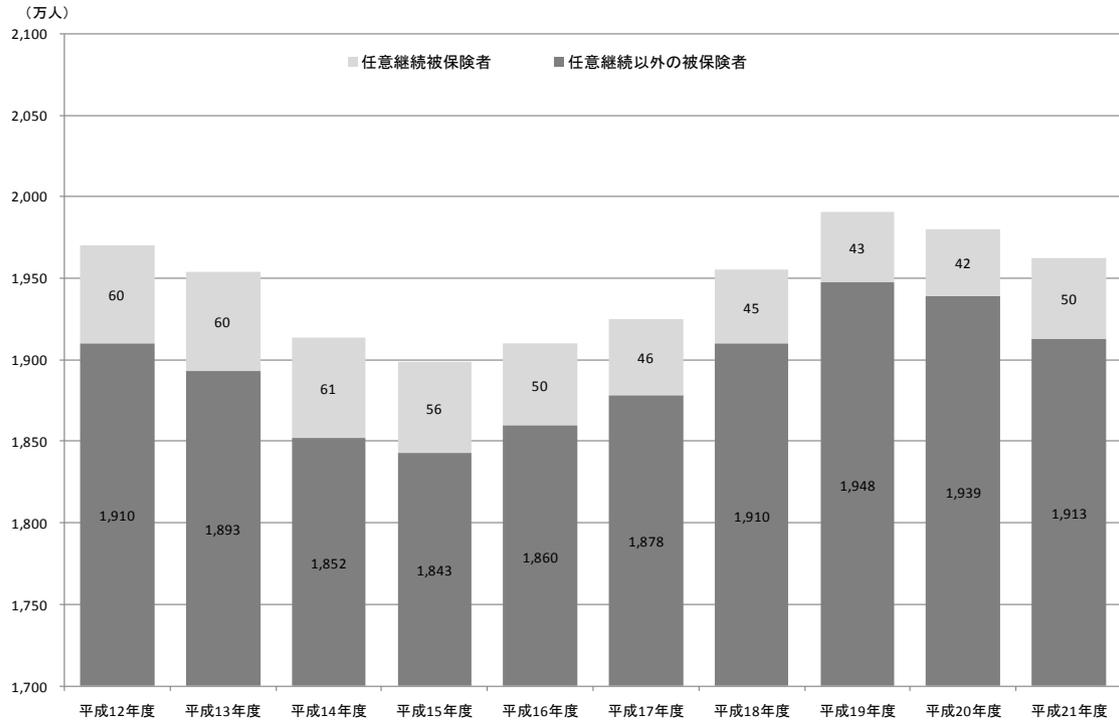
(注) カッコ内は対前年度伸び率である。

図 I - 1 - 1 は協会（一般）及び組合健保の平成 12 年度以降の適用種別別の被保険者数の推移をみたものである。協会（一般）については、任意継続以外の被保険者は、平成 15 年度までは減少、平成 16 年度から 19 年度までは増加しており、平成 20 年度以降は再び減少している。平成 21 年度の任意継続以外の被保険者数は 1,913 万 0 千人であり、前年度と比べて 25 万 8 千人減少している。また、任意継続被保険者については概ね減少してきたものの、平成 21 年度は増加に転じ、49 万 5 千人となっている。

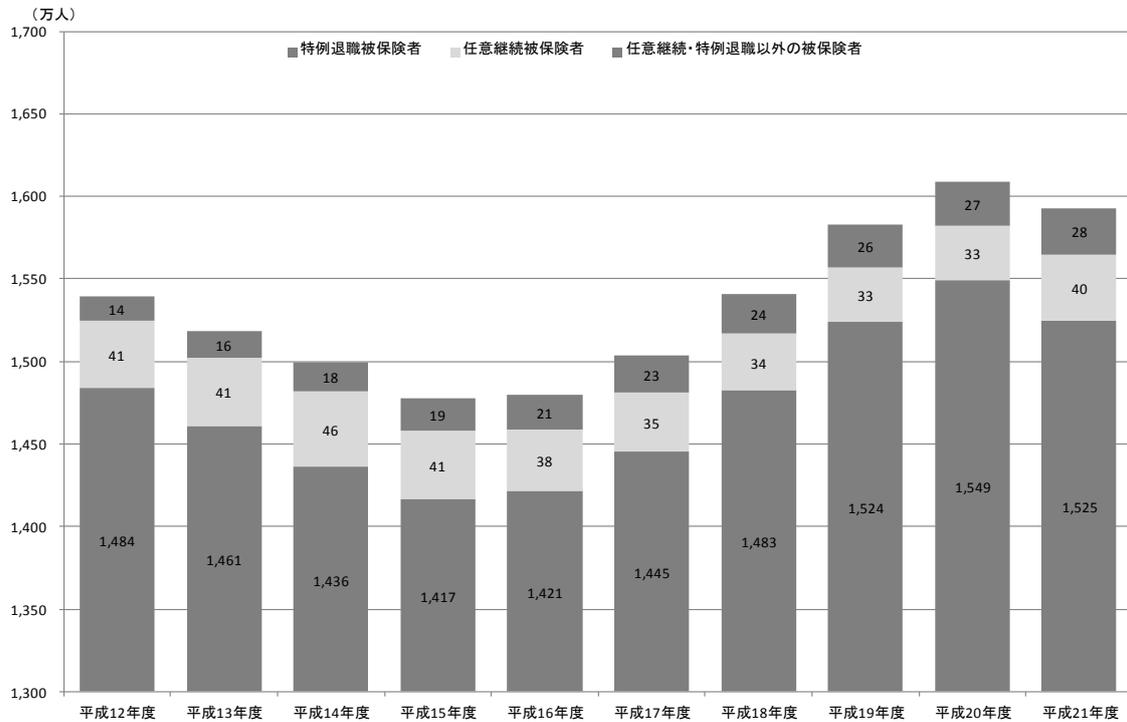
一方、組合健保については、任意継続・特例退職以外の被保険者は、平成 15 年度までは減少、平成 16 年度から 20 年度までは増加していたものの、平成 21 年度は 1,524 万 6 千人となり、前年度末と比べて 24 万 5 千人の減少となっている。また、任意継続被保険者については平成 15 年度以降、概ね減少していたものの、平成 21 年度は増加に転じ、40 万 4 千人となっている。特例退職被保険者数は年々増加しており、平成 20 年度は 27 万 9 千人となっている。

図 I - 1 - 1 適用種別別被保険者数の年次推移（年度平均値）

① 協会（一般）



② 組合健保



### (3) 平均標準報酬

過去 10 年間の協会（一般）及び組合健保の被保険者 1 人当たりの平均標準報酬月額、平均標準賞与額、平均総報酬額の推移をみたのが表 I-1-3 である。なお、平成 15 年度より総報酬制が導入されたことから、平均標準賞与及び平均総報酬額については平成 15 年度より記載している。

協会（一般）の平均標準報酬月額については、平成 11 年度から 18 年度までは減少、平成 19、20 年度は増加し、平成 21 年度は再び減少に転じている。また、平均総報酬額は平成 15 年度以降ほぼ横ばいであったが、平成 21 年度は減少に転じている。

組合健保の平均標準報酬月額については、平成 12 年度から 20 年度までは、ほぼ横ばいであったが、平成 21 年度は減少に転じている。また、平均総報酬額についても同様の傾向を示している。

また、平成 21 年度の標準賞与額の平均は、協会（一般）は 39 万 3 千円（対前年度比 9.9%減）、組合健保は 100 万 0 千円（対前年度比 13.0%減）となっている。

図 I-1-2 は、協会（一般）と組合健保との平均標準報酬月額の比率の年次推移を示したものである。これをみると、平成 11 年度から 16 年度までは組合健保の協会（一般）に対する比率は緩やかに上昇していたが、平成 17 年度以降は緩やかに減少し、平成 21 年度は 1.295 倍となっている。また、男女別にみると、男性は平成 18 年度、女性は平成 19 年度までは緩やかに上昇していたが、その後、男性は減少に転じ、女性は概ね横ばいとなっている。

表 I-1-3 平均標準報酬月額、平均標準賞与額、平均総報酬額の年次推移

#### ① 協会（一般）

年度	平均標準報酬月額			平均標準賞与			平均総報酬額		
	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性
	円	円	円	円	円	円	千円	千円	千円
平成12年度	289,667	334,630	213,875	.	.	.	.	.	.
平成13年度	289,003	332,932	215,165	.	.	.	.	.	.
平成14年度	286,724	328,884	215,231	.	.	.	.	.	.
平成15年度	284,383	325,450	215,034	462,383	511,362	381,446	3,861	4,398	2,956
平成16年度	283,152	323,758	215,072	463,381	514,891	378,657	3,849	4,383	2,954
平成17年度	283,127	323,758	215,736	463,361	515,859	376,983	3,850	4,385	2,961
平成18年度	282,970	323,135	216,242	459,753	514,252	370,610	3,845	4,377	2,960
平成19年度	285,118	326,201	217,419	455,370	510,787	365,418	3,867	4,411	2,970
平成20年度	285,145	326,114	218,346	435,686	485,028	356,445	3,848	4,385	2,972
平成21年度	279,445	317,956	217,131	392,505	425,267	340,525	3,736	4,227	2,942

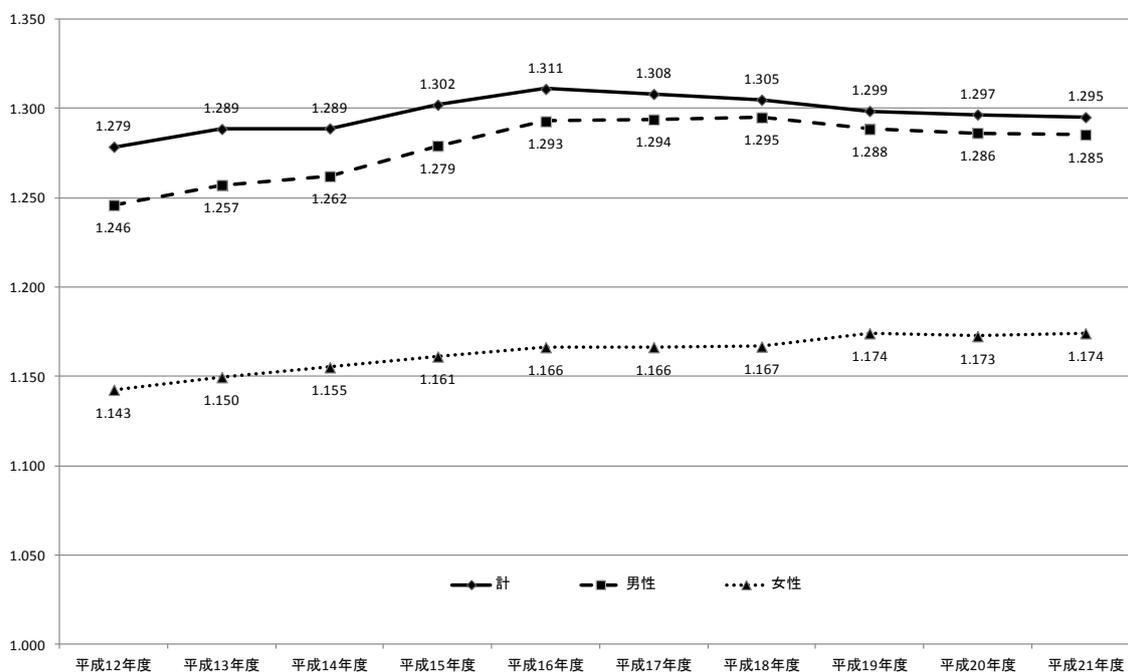
(注) 平均標準賞与については、任意継続被保険者を除いて算出している。

## ② 組合健保

年度	平均標準報酬月額			平均標準賞与			平均総報酬額		
	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性
	円	円	円	円	円	円	千円	千円	千円
平成12年度	370,366	416,935	244,358	・	・	・	・	・	・
平成13年度	372,388	418,556	247,347	・	・	・	・	・	・
平成14年度	369,544	415,077	248,615	・	・	・	・	・	・
平成15年度	370,299	416,300	249,691	1,142,180	1,341,215	633,629	5,531	6,276	3,619
平成16年度	371,204	418,570	250,853	1,160,426	1,376,358	625,253	5,561	6,337	3,624
平成17年度	370,370	418,904	251,632	1,160,420	1,392,911	604,841	5,553	6,356	3,613
平成18年度	369,248	418,469	252,295	1,151,484	1,389,791	598,053	5,531	6,351	3,614
平成19年度	370,257	420,303	255,281	1,176,893	1,431,788	598,966	5,576	6,411	3,637
平成20年度	369,738	419,495	256,016	1,148,962	1,401,023	587,147	5,543	6,373	3,647
平成21年度	361,926	408,699	254,945	999,922	1,208,904	535,789	5,300	6,051	3,583

(注) 平均標準賞与については、任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

図 I - 1 - 2 組合健保の平均標準報酬月額の協会（一般）に対する比率の年次推移

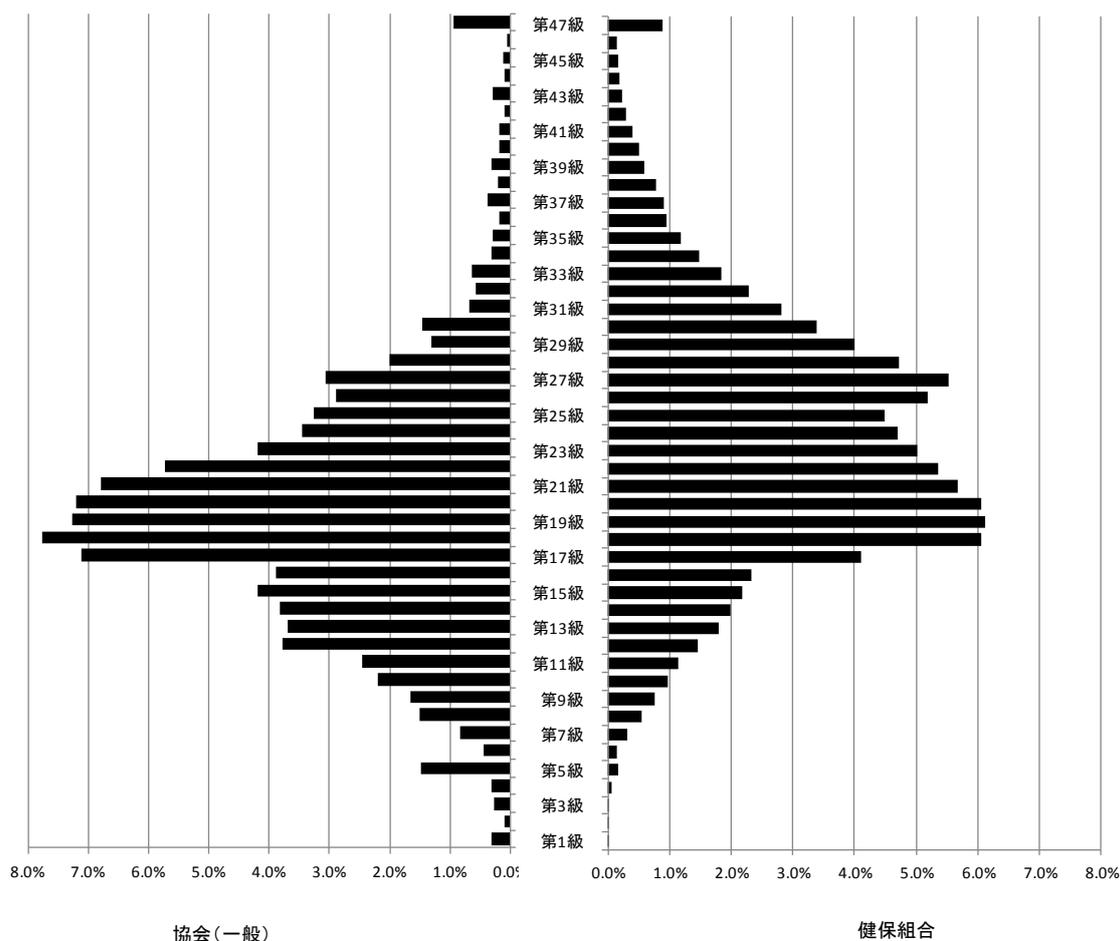


次に、平成 21 年度末の標準報酬月額分布を協会（一般）と組合健保とで比較したものが図 I - 1 - 3 である。

協会（一般）は組合健保に比べ、相対的に低い月額に多く分布している。協会（一般）は第 17 級（20 万円）から第 22 級（30 万円）にかけて最も多く分布しているのに対し、組合健保はピークが第 19 級（24 万円）及び第 27 級（41 万円）にあり、その前後の等級に比較的幅広く分布している。

また、標準報酬等級の上限である第 47 級（121 万円）の被保険者の割合は協会（一般）が 0.94%、組合健保で 0.89%であり、標準報酬月額の平均は組合健保の方が大きいのに対し、上限該当被保険者の割合は協会（一般）の方が若干大きくなっている。

図 I - 1 - 3 協会（一般）及び組合健保の等級分布（平成 21 年度）



## 2. 保険給付状況

### (1) 医療費及び医療給付費

医療費、医療給付費及び実効給付率(注)の推移を示したものが表I-2-1である(ただし、平成19年度までは老人保健に係る分は除く)。

協会(一般)及び組合健保の医療費の推移については、ほぼ同様の傾向を示しており、平成15年度までは加入者数の減少や平成14年の診療報酬改定(▲2.7%)、及び平成15年の本人2割負担から3割負担への引上げ等の影響により概ね横ばい若しくは減少傾向にあったが、平成16年度以降は老人医療対象年齢の引上げ(平成14年10月～平成19年10月)等の影響もあり、上昇傾向にある。法第3条第2項被保険者の医療費の推移については、加入者数が減少していること等から、減少傾向にあるが、平成21年度については減少幅が低下している。

協会(一般)の平成21年度の医療費総額は5兆2,838億円で、前年度より962億円、1.9%増加した。また、組合健保の平成21年度の医療費総額は4兆162億円で、前年度より643億円、1.6%増加した。法第3条第2項被保険者の医療費総額は22億円で、前年度より1億円、5.8%減少した。

実効給付率については平成14年度までは概ね横ばいであったが、平成15年度は本人負担割合の引上げの影響により減少した。その後は緩やかな増加傾向であったが、平成20年度は組合健保を除き前年度に比べ減少した。平成21年度においては法第3条第2項被保険者を除き、再び増加し、協会(一般)は76.64%、組合健保が77.34%、法第3条第2項被保険者が76.26%となっている。

(注) 実効給付率 =  $\frac{\text{医療給付費(保険者負担分+高額療養費+その他の保険給付のうち医療給付に充てられた額)}}{\text{医療費}} \times 100$

表I-2-1 医療費、医療給付費及び実効給付率の年次推移

#### ① 協会(一般)

年度	医療費 億円	医療給付費 億円	実効給付率 %
平成12年度	48,645 (-0.0%)	38,367 (0.0%)	78.87
平成13年度	48,912 (0.5%)	38,502 (0.4%)	78.72
平成14年度	47,330 (-3.2%)	37,246 (-3.3%)	78.69
平成15年度	46,289 (-2.2%)	34,732 (-6.7%)	75.03
平成16年度	47,127 (1.8%)	35,640 (2.6%)	75.62
平成17年度	48,450 (2.8%)	36,769 (3.2%)	75.89
平成18年度	48,941 (1.0%)	37,242 (1.3%)	76.10
平成19年度	50,661 (3.5%)	38,850 (4.3%)	76.69
平成20年度	51,875 (2.4%)	39,620 (2.0%)	76.37
平成21年度	52,838 (1.9%)	40,494 (2.2%)	76.64

② 組合健保

年 度	医療費	医療給付費	実効給付率
	億円	億円	%
平成12年度	36,519 ( 0.3%)	29,123 ( 0.2%)	79.75
平成13年度	36,822 ( 0.8%)	29,271 ( 0.5%)	79.49
平成14年度	36,052 (-2.1%)	28,660 (-2.1%)	79.50
平成15年度	35,488 (-1.6%)	27,113 (-5.4%)	76.40
平成16年度	35,906 ( 1.2%)	27,532 ( 1.5%)	76.68
平成17年度	36,759 ( 2.4%)	28,195 ( 2.4%)	76.70
平成18年度	37,189 ( 1.2%)	28,563 ( 1.3%)	76.80
平成19年度	38,412 ( 3.3%)	29,640 ( 3.8%)	77.16
平成20年度	39,519 ( 2.9%)	30,564 ( 3.1%)	77.34
平成21年度	40,162 ( 1.6%)	31,093 ( 1.7%)	77.42

③ 法第3条第2項被保険者

年 度	医療費	医療給付費	実効給付率
	億円	億円	%
平成12年度	80 (-8.7%)	64 (-8.7%)	80.02
平成13年度	74 (-6.7%)	60 (-6.5%)	80.22
平成14年度	60 (-19.0%)	48 (-19.1%)	80.18
平成15年度	43 (-28.2%)	33 (-32.1%)	75.85
平成16年度	40 (-6.9%)	31 (-6.7%)	76.06
平成17年度	38 (-6.2%)	29 (-5.8%)	76.39
平成18年度	34 (-10.6%)	26 (-10.5%)	76.53
平成19年度	27 (-20.4%)	21 (-19.3%)	77.62
平成20年度	23 (-12.9%)	18 (-13.9%)	76.75
平成21年度	22 (-5.8%)	17 (-6.4%)	76.26

(注1) カッコ内の数値は対前年度伸び率である。

(注2) 組合健保の医療給付費には、付加給付が含まれている。

平成 21 年度の協会（一般）、組合健保及び法第 3 条第 2 項被保険者の被保険者、被扶養者別の医療費の構成割合を示したものが表 I-2-2 である。

協会（一般）、組合健保ともに医療費に占める診療費の割合は約 8 割であり、これは 70 歳未満被保険者、70 歳未満被扶養者、70 歳以上加入者それぞれ同様となっている。しかし、診療費の内訳をみると、70 歳未満加入者については被保険者と被扶養者とで大きな違いは無いものの、70 歳以上加入者は 70 歳未満加入者に比べ、入院が占める割合が高く、入院外及び歯科が占める割合が低い。

その他の医療費については、70 歳未満加入者に比べ 70 歳以上加入者は調剤及び入院時食事・生活療養が占める割合が高く、療養費等が占める割合が低くなっている。

表 I-2-2 制度別 医療費の構成（平成 21 年度）

① 協会（一般）

	計 億円	70歳未満加入者 億円	被保険者		70歳以上加入者 億円
			被扶養者	被扶養者	
診療費	42,136 (79.7%)	39,600 (79.8%)	21,809 (79.4%)	17,791 (80.2%)	2,537 (79.0%)
入院	14,275 (27.0%)	13,140 (26.5%)	6,923 (25.2%)	6,217 (28.0%)	1,135 (35.3%)
入院外	21,919 (41.5%)	20,710 (41.7%)	11,313 (41.2%)	9,397 (42.4%)	1,210 (37.7%)
歯科	5,942 (11.2%)	5,750 (11.6%)	3,572 (13.0%)	2,177 (9.8%)	192 (6.0%)
調剤	9,015 (17.1%)	8,415 (17.0%)	4,742 (17.3%)	3,673 (16.6%)	601 (18.7%)
訪問看護療養	52 (0.1%)	48 (0.1%)	9 (0.0%)	40 (0.2%)	4 (0.1%)
入院時食事・生活療養	584 (1.1%)	530 (1.1%)	248 (0.9%)	282 (1.3%)	54 (1.7%)
療養費等	1,049 (2.0%)	1,034 (2.1%)	643 (2.3%)	392 (1.8%)	15 (0.5%)
合計	52,838 (100.0%)	49,627 (100.0%)	27,450 (100.0%)	22,177 (100.0%)	3,211 (100.0%)

## ② 組合健保

	計	70歳未満加入者			70歳以上加入者	
		被保険者	被扶養者			
	億円	億円	億円	億円	億円	億円
診療費	31,937 (79.5%)	30,773 (79.6%)	15,731 (79.6%)	15,042 (79.5%)	1,164 (78.3%)	
入院	9,689 (24.1%)	9,179 (23.7%)	4,562 (23.1%)	4,617 (24.4%)	510 (34.3%)	
入院外	17,286 (43.0%)	16,729 (43.3%)	8,376 (42.4%)	8,353 (44.1%)	557 (37.5%)	
歯科	4,962 (12.4%)	4,864 (12.6%)	2,792 (14.1%)	2,072 (10.9%)	98 (6.6%)	
調剤	7,210 (18.0%)	6,920 (17.9%)	3,536 (17.9%)	3,384 (17.9%)	290 (19.5%)	
訪問看護療養	39 (0.1%)	37 (0.1%)	6 (0.0%)	30 (0.2%)	2 (0.2%)	
入院時食事・生活療養	354 (0.9%)	331 (0.9%)	150 (0.8%)	181 (1.0%)	23 (1.6%)	
療養費等	622 (1.5%)	615 (1.6%)	329 (1.7%)	286 (1.5%)	7 (0.4%)	
合計	40,162 (100.0%)	38,676 (100.0%)	19,752 (100.0%)	18,924 (100.0%)	1,486 (100.0%)	

## ③ 法第3条第2項被保険者

	計	70歳未満加入者			70歳以上加入者	
		被保険者	被扶養者			
	億円	億円	億円	億円	億円	億円
診療費	16.7 (76.2%)	15.1 (75.9%)	9.8 (75.6%)	5.3 (76.4%)	1.6 (79.8%)	
入院	5.7 (25.8%)	5.0 (25.0%)	3.3 (25.1%)	1.7 (24.7%)	0.7 (34.0%)	
入院外	8.7 (39.8%)	8.0 (39.9%)	5.0 (38.9%)	2.9 (41.8%)	0.8 (38.5%)	
歯科	2.3 (10.6%)	2.2 (11.0%)	1.5 (11.6%)	0.7 (9.9%)	0.1 (7.3%)	
調剤	4.0 (18.2%)	3.7 (18.4%)	2.4 (18.6%)	1.2 (17.9%)	0.3 (16.8%)	
訪問看護療養	0.02 (0.1%)	0.02 (0.1%)	0 (0.0%)	0.02 (0.3%)	0 (0.0%)	
入院時食事・生活療養	0.2 (1.1%)	0.2 (1.0%)	0.1 (1.0%)	0.07 (1.0%)	0.03 (1.6%)	
療養費等	1.0 (4.4%)	0.9 (4.6%)	0.6 (4.8%)	0.3 (4.3%)	0.04 (1.8%)	
合計	21.9 (100.0%)	19.9 (100.0%)	13.0 (100.0%)	7.0 (100.0%)	2.0 (100.0%)	

(注) カッコ内の数値は合計に占める構成割合である。

(2) 高額療養費

平成 21 年度における協会（一般）、組合健保、法第 3 条第 2 項被保険者の高額療養費の内訳は表 I - 2 - 3 のとおりである。

協会（一般）は、現物給付と現金給付を合わせて 2,867 億円となっており、前年度に比べて 7.7%増加している。また、1 件当たり金額をみると、平均が 10 万 3 千円となっており、前年度と比べて 0.8%の減となっている。

組合健保は、現物給付と現金給付を合わせて 1,824 億円となっており、前年度に比べて 5.5%増加している。また、1 件当たり金額をみると、平均が 9 万 9 千円となっており、前年度と比べて 0.4%の増となっている。

法第 3 条第 2 項被保険者については、現物給付と現金給付を合わせて 1.2 億円となっており、前年度に比べて 13.7%減少している。また、1 件当たり金額をみると、平均が 9 万 2 千円となっており、前年度と比べて 9.5%の減となっている。

表 I - 2 - 3 高額療養費の支給状況（平成 21 年度）

		合計		現物給付	現金給付計	一般分	多数該当分	世帯合算(再掲)	
								一般分	多数該当分
		件数(千件)	金額(百万円)	1件当金額(円)	件数(千件)	金額(百万円)	1件当金額(円)	件数(千件)	金額(百万円)
協会(一般)	件数(千件)	2,792	(8.6%)	1,995	797	542	255	170	116
	金額(百万円)	286,733	(7.7%)	228,198	58,535	39,095	19,440	9,376	8,940
	1件当金額(円)	102,693	(-0.8%)	114,383	73,434	72,167	76,122	55,302	77,035
組合健保	件数(千件)	1,839	(5.0%)	1,085	754	520	234	148	53
	金額(百万円)	182,449	(5.5%)	128,773	53,676	36,047	17,630	7,111	4,198
	1件当金額(円)	99,189	(0.4%)	118,637	71,191	69,303	75,390	47,990	79,277
法第3条第2項被保険者	件数(千件)	1.2	(-4.7%)	0.9	0.3	0.2	0.08	0.09	0.01
	金額(百万円)	115.0	(-13.7%)	92.5	22.6	16.2	6.4	3.5	1.2
	1件当金額(円)	92,114	(-9.5%)	99,757	70,110	67,309	78,311	37,685	103,163

(注) 合計のカッコ内の数値は対前年度伸び率である。

(3) その他の現金給付

平成 21 年度における傷病手当金、出産育児一時金などのその他の現金給付の状況をまとめたものが表 I-2-4 である。

被保険者については、いずれの制度も傷病手当金が最も多く支給されており、協会（一般）については総支給件数の約 8 割、組合健保については約 7 割、法第 3 条第 2 項被保険者については約 99% を占めている。

被扶養者については家族出産育児一時金が大多数を占めており、協会（一般）及び組合健保については総支給件数の約 95%、法第 3 条第 2 項被保険者においては約 9 割となっている。

表 I-2-4 その他の現金給付の支給状況（平成 21 年度）

	協会(一般)			組合健保			法第3条第2項被保険者		
	件数	給付費	1件当たり給付費	件数	給付費	1件当たり給付費	件数	給付費	1件当たり給付費
	千件	百万円	円	千件	百万円	円	千件	百万円	円
計	1,465	371,003	253,217	1,048	306,232	292,110	1.50	279.2	185,787
被保険者計	1,180	264,624	224,254	777	203,453	261,891	1.44	258.5	179,125
傷病手当金	923	169,934	184,190	578	125,725	217,521	1.42	256.6	180,309
埋葬料	23	1,150	49,942	18	881	49,939	0.02	0.9	50,000
出産育児一時金	125	49,404	394,368	103	40,679	393,464	0.001	0.4	420,000
出産手当金	109	44,136	404,504	78	36,168	464,590	0.001	0.6	578,200
被扶養者計	285	106,379	373,075	271	102,779	378,582	0.06	20.8	346,000
家族埋葬料	18	891	49,997	12	591	50,002	0.008	0.4	50,000
家族出産育児一時金	267	105,487	394,625	260	102,188	393,542	0.05	20.4	391,538

### 3. 付加給付

平成 21 年度における組合健保の付加給付の状況をみたのが表 I - 3 - 1 である。

組合健保の被保険者分の付加給付は、総件数は 153 万 8 千件、金額は 594 億円となっている。また、被保険者の付加給付の中で最も割合が大きいのが一部負担還元金であり、被保険者の付加給付の給付費の約 6 割を占めている。

被扶養者の付加給付は、総件数は 94 万 2 千件、金額は 316 億円となっている。また、被保険者の付加給付の中で最も割合が大きいのが家族療養費付加金であり、被扶養者の付加給付の給付費の約 8 割を占めている。

表 I - 3 - 1 組合健保の付加給付の支給状況（平成 21 年度）

	加入者計			被保険者			被扶養者		
	件数	金額	1件当たり 金額	件数	金額	1件当たり 金額	件数	金額	1件当たり 金額
	千件	百万円	円	千件	百万円	円	千件	百万円	円
一部負担還元金・ 家族療養費付加金	2,052	59,926	29,200	1,235	34,256	27,736	817	25,670	31,414
訪問看護療養費付加金	0.9	8.2	9,665	0.3	2.6	9,439	0.6	5.6	9,773
傷病手当金付加金	190	10,093	53,078	190	10,093	53,078	/		
延長傷病手当金付加金	33	9,726	296,574	33	9,726	296,574	/		
(家族)埋葬料付加金	17	856	50,940	10	633	62,309	7	222	33,508
(家族)出産育児一時金付加金	172	8,862	51,465	55	3,148	57,257	117	5,715	48,748
出産手当金付加金	15	1,587	107,812	15	1,587	107,812	/		
合算高額療養費付加金	99	4,003	40,480	/			/		
合計	2,579	95,062	36,864	1,538	59,446	38,647	942	31,613	33,573

#### 4. 諸率

表 I-4-1 は、協会（一般）及び組合健保の 70 歳未満被保険者及び 70 歳未満被扶養者の 1 人当たり医療費とさらに、入院及び入院時食事・生活療養費、入院外及び調剤別の 1 人当たり医療費及びその 1 人当たり医療費を「受診率」、「1 件当たり日数」及び「1 日当たり医療費」の 3 要素に分解したものの推移である。また、表 I-4-2 はこれらの対前年度伸び率をとり、図 I-4-1 はさらにグラフ化したものである。

なお、当該期間中に行われた診療報酬改定は以下のとおりである。

平成 18 年：医科▲1.5%、歯科▲1.5%、調剤▲0.6%、平均 1.36%の引下げ。

また、薬価基準の医療費ベース 1.8%の引下げと併せて

合計 3.16%の引下げ。

平成 20 年：医科 0.42%、歯科 0.42%、調剤▲0.17%、平均 0.38%の引上げ。

また、薬価基準の医療費ベース 1.2%の引下げと併せて

合計 0.82%の引下げ。

平成 21 年度の 1 人当たり医療費についてみると、協会（一般）の 70 歳未満被保険者は 14.2 万円、70 歳未満被扶養者は 14.9 万円、組合健保の 70 歳未満被保険者は 12.5 万円、70 歳未満被扶養者は 13.4 万円となっている。また、どの区分も前年度に比べ 1 人当たり医療費は増加している。

制度別、被保険者・被扶養者別に、入院及び入院時食事・生活療養及び入院外及び調剤の 1 人当たり医療費を 3 要素に分解したものをみると、どの区分においても同様の傾向を示しており、入院及び入院時食事・生活療養については、「受診率」、「1 件当たり日数」は毎年度概ね減少しているのに対し、「1 日当たり医療費」は毎年度増加している。

また、入院外及び調剤については、「受診率」、「1 日当たり医療費」は年度によって若干の差異はあるものの、概ね増加しているのに対し、「1 件当たり日数」については毎年度減少している。

表 I - 4 - 1 1人当たり医療費等、諸率の推移

① 協会（一般） 70歳未満被保険者

年度	1人当たり医療費			入院+入院時食事・生活療養費の3要素分解			入院外+調剤の3要素分解		
	円	円	円	受診率	1件当たり日数	1日当たり医療費	受診率	1件当たり日数	1日当たり医療費
平成17年度	135,417	35,729	77,719	0.087	10.9	37,609	5.24	1.6	9,129
平成18年度	133,316	35,212	76,598	0.086	10.6	38,630	5.25	1.6	9,172
平成19年度	135,625	35,572	78,618	0.084	10.5	40,660	5.27	1.6	9,549
平成20年度	138,102	36,371	79,785	0.083	10.4	42,396	5.27	1.5	9,891
平成21年度	141,740	37,021	82,900	0.082	10.3	44,098	5.31	1.5	10,374

② 協会（一般） 70歳未満被扶養者

年度	1人当たり医療費			入院+入院時食事・生活療養費の3要素分解			入院外+調剤の3要素分解		
	円	円	円	受診率	1件当たり日数	1日当たり医療費	受診率	1件当たり日数	1日当たり医療費
平成17年度	140,302	41,450	81,439	0.121	11.4	29,916	6.15	1.7	7,789
平成18年度	140,850	41,691	81,995	0.120	11.1	31,071	6.27	1.7	7,806
平成19年度	142,343	42,011	83,084	0.117	11.1	32,380	6.21	1.6	8,111
平成20年度	145,694	42,776	85,288	0.114	11.1	33,801	6.24	1.6	8,396
平成21年度	149,081	43,682	87,857	0.113	11.0	35,344	6.27	1.6	8,799

③ 組合健保 70歳未満被保険者

年度	1人当たり医療費			入院+入院時食事・生活療養費の3要素分解			入院外+調剤の3要素分解		
	円	円	円	受診率	1件当たり日数	1日当たり医療費	受診率	1件当たり日数	1日当たり医療費
平成17年度	120,688	29,480	70,704	0.073	10.1	39,980	4.95	1.5	9,304
平成18年度	118,379	28,890	69,713	0.072	9.7	41,184	4.97	1.5	9,285
平成19年度	120,223	29,020	71,558	0.070	9.6	43,218	4.99	1.5	9,619
平成20年度	121,430	29,005	72,452	0.068	9.5	44,820	5.00	1.5	9,914
平成21年度	124,982	29,812	75,373	0.068	9.4	46,769	5.04	1.4	10,360

④ 組合健保 70歳未満被扶養者

年度	1人当たり医療費			入院+入院時食事・生活療養費の3要素分解			入院外+調剤の3要素分解		
	円	円	円	受診率	1件当たり日数	1日当たり医療費	受診率	1件当たり日数	1日当たり医療費
平成17年度	124,962	31,587	76,582	0.096	10.1	32,501	6.16	1.7	7,474
平成18年度	125,985	32,266	77,308	0.096	9.9	34,014	6.30	1.6	7,449
平成19年度	127,567	32,465	78,478	0.093	9.8	35,329	6.26	1.6	7,749
平成20年度	131,319	33,402	80,853	0.092	9.8	37,068	6.32	1.6	8,023
平成21年度	134,480	34,089	83,411	0.092	9.6	38,646	6.36	1.6	8,401

表 I - 4 - 2 1人当たり医療費等、諸率の伸び率の年次推移

① 協会（一般） 70歳未満被保険者

年度	1人当たり医療費			入院+入院時食事・生活療養費の3要素分解			入院外+調剤の3要素分解		
	1人当たり医療費	入院+入院時食事・生活療養費(再掲)	入院外+調剤(再掲)	受診率	1件当たり日数	1日当たり医療費	受診率	1件当たり日数	1日当たり医療費
平成17年度	1.4%	-0.4%	2.5%	-2.1%	-2.4%	4.1%	0.1%	-2.4%	4.9%
平成18年度	-1.6%	-1.4%	-1.4%	-1.1%	-3.0%	2.7%	0.1%	-2.0%	0.5%
平成19年度	1.7%	1.0%	2.6%	-3.0%	-1.1%	5.3%	0.3%	-1.7%	4.1%
平成20年度	1.8%	2.2%	1.5%	-1.1%	-0.9%	4.3%	0.0%	-2.1%	3.6%
平成21年度	2.6%	1.8%	3.9%	-0.9%	-1.3%	4.0%	0.8%	-1.7%	4.9%

② 協会（一般） 70歳未満被扶養者

年度	1人当たり医療費			入院+入院時食事・生活療養費の3要素分解			入院外+調剤の3要素分解		
	1人当たり医療費	入院+入院時食事・生活療養費(再掲)	入院外+調剤(再掲)	受診率	1件当たり日数	1日当たり医療費	受診率	1件当たり日数	1日当たり医療費
平成17年度	1.3%	-0.4%	2.4%	-2.1%	-1.6%	3.4%	1.1%	-2.0%	3.3%
平成18年度	0.4%	0.6%	0.7%	-0.6%	-2.6%	3.9%	1.9%	-1.4%	0.2%
平成19年度	1.1%	0.8%	1.3%	-3.0%	-0.3%	4.2%	-1.0%	-1.5%	3.9%
平成20年度	2.4%	1.8%	2.7%	-2.3%	-0.2%	4.4%	0.5%	-1.3%	3.5%
平成21年度	2.3%	2.1%	3.0%	-1.5%	-0.8%	4.6%	0.5%	-2.2%	4.8%

③ 組合健保 70歳未満被保険者

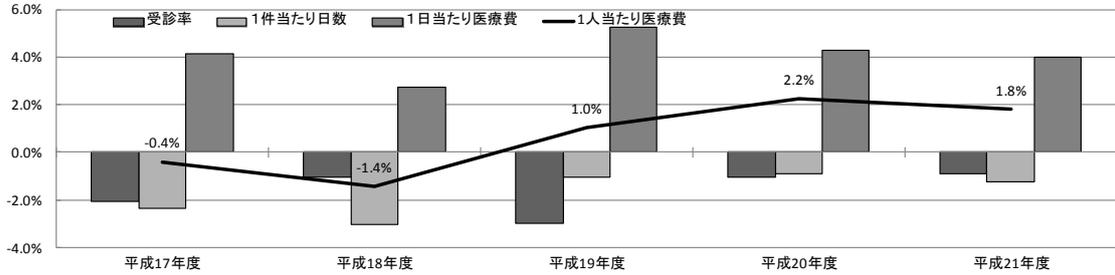
年度	1人当たり医療費			入院+入院時食事・生活療養費の3要素分解			入院外+調剤の3要素分解		
	1人当たり医療費	入院+入院時食事・生活療養費(再掲)	入院外+調剤(再掲)	受診率	1件当たり日数	1日当たり医療費	受診率	1件当たり日数	1日当たり医療費
平成17年度	1.1%	-1.2%	2.5%	-2.4%	-2.3%	3.6%	0.4%	-2.0%	4.1%
平成18年度	-1.9%	-2.0%	-1.4%	-1.5%	-3.4%	3.0%	0.4%	-1.6%	-0.2%
平成19年度	1.6%	0.4%	2.6%	-3.4%	-0.9%	4.9%	0.4%	-1.4%	3.6%
平成20年度	1.0%	-0.1%	1.2%	-2.2%	-1.4%	3.7%	0.0%	-1.8%	3.1%
平成21年度	2.9%	2.8%	4.0%	-0.2%	-1.3%	4.3%	0.8%	-1.3%	4.5%

④ 組合健保 70歳未満被扶養者

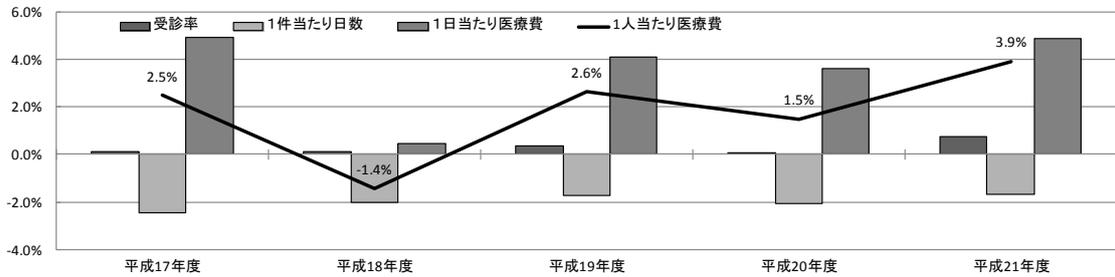
年度	1人当たり医療費			入院+入院時食事・生活療養費の3要素分解			入院外+調剤の3要素分解		
	1人当たり医療費	入院+入院時食事・生活療養費(再掲)	入院外+調剤(再掲)	受診率	1件当たり日数	1日当たり医療費	受診率	1件当たり日数	1日当たり医療費
平成17年度	2.0%	0.4%	2.9%	-1.1%	-1.4%	3.0%	1.7%	-1.8%	3.0%
平成18年度	0.8%	2.1%	0.9%	0.1%	-2.5%	4.7%	2.2%	-0.9%	-0.3%
平成19年度	1.3%	0.6%	1.5%	-2.7%	-0.4%	3.9%	-0.6%	-1.9%	4.0%
平成20年度	2.9%	2.9%	3.0%	-1.3%	-0.6%	4.9%	0.8%	-1.3%	3.5%
平成21年度	2.4%	2.1%	3.2%	-0.6%	-1.5%	4.3%	0.6%	-2.1%	4.7%

図 I - 4 - 1 1人当たり医療費等、諸率の伸び率の年次推移

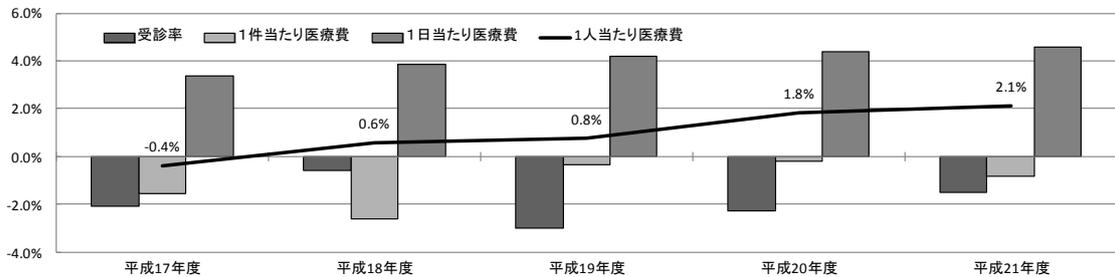
① 協会（一般） 70歳未満被保険者 入院及び入院時食事・生活療養費



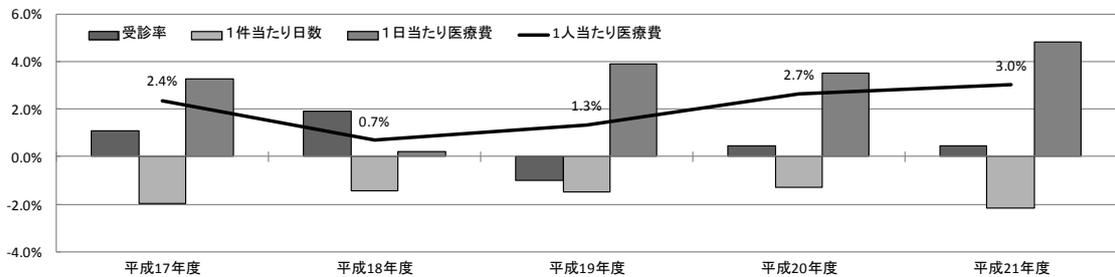
② 協会（一般） 70歳未満被保険者 入院外及び調剤



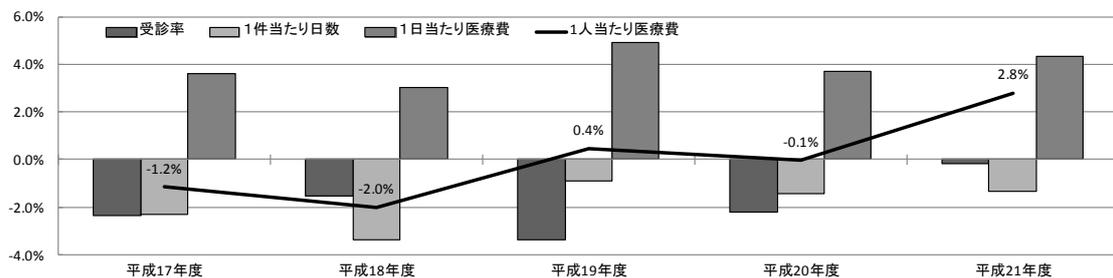
③ 協会（一般） 70歳未満被扶養者 入院及び入院時食事・生活療養費



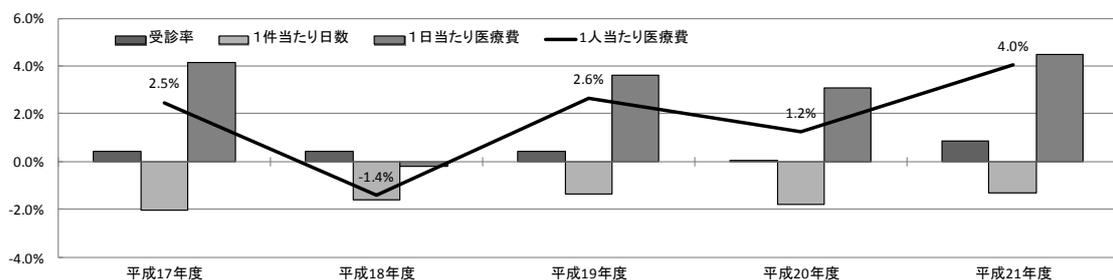
④ 協会（一般） 70歳未満被扶養者 入院外及び調剤



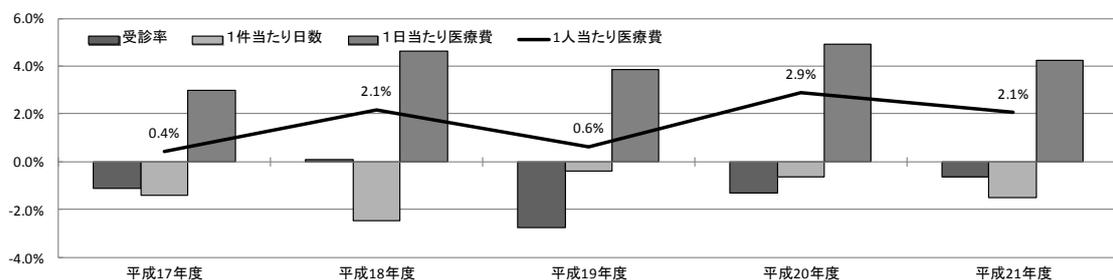
⑤ 組合健保 70歳未満被保険者 入院及び入院時食事・生活療養費



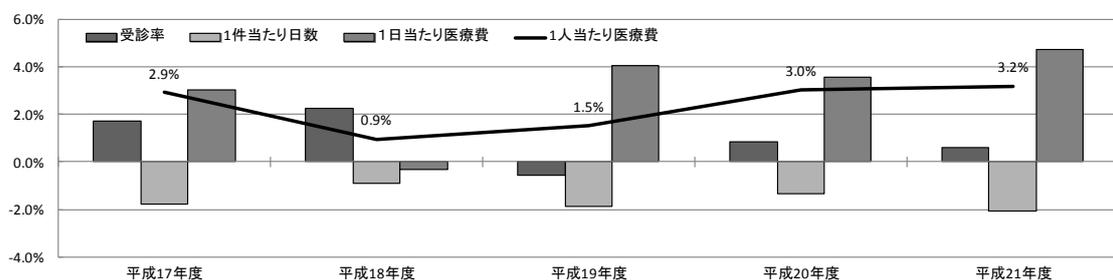
⑥ 組合健保 70歳未満被保険者 入院外及び調剤



⑦ 組合健保 70歳未満被扶養者 入院及び入院時食事・生活療養費



⑧ 組合健保 70歳未満被扶養者 入院外及び調剤



## Ⅱ 収支状況

### 1. 年度別収支状況

表Ⅱ－1－1は協会けんぽ及び組合健保の収支状況の年度別推移を示したものである。なお、協会けんぽについては、医療分と介護分を合算したものであり、組合健保については、医療分のみのもとなっている。

平成21年度における協会けんぽ（協会（一般）と法第3条第2項被保険者の合計。）の単年度収入決算額は7兆5,773億円、単年度支出決算額は8兆878億円で、単年度収支差引額は5,104億円の赤字であった。準備金残高（平成20年9月以前は事業運営安定資金残高）は3,381億円の赤字となり、この赤字額を平成22～24年度の3年間で償却することとなった。

平成21年度における組合健保の単年度収入決算額は7兆1,104億円、単年度支出総額は6兆8,120億円、単年度収支差引額は2,984億円の黒字であった。

表Ⅱ－1－1 収支状況の推移

#### ① 協会けんぽ

		(単位:億円)				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
収入	保険料収入	65,720	66,445	67,793	66,742	64,411
	国庫補助	8,939	8,877	9,197	10,036	10,860
	その他	133	157	174	251	502
	計	74,793	75,479	77,164	77,029	75,773
支出	保険給付費	40,501	40,851	42,863	43,375	44,513
	医療給付費	35,173	35,326	37,431	38,572	39,415
	現金給付費	5,328	5,526	5,252	4,803	5,098
	前期高齢者納付金	-	-	-	9,449	10,961
	後期高齢者支援金	-	-	-	13,131	15,057
	老人保健拠出金	17,900	17,200	17,712	1,960	1
	退職者給付拠出金	7,951	9,306	11,028	4,467	2,742
	介護納付金	5,954	6,029	6,074	5,920	6,218
	その他	993	1,013	1,020	1,265	1,386
	計	73,299	74,399	78,516	79,567	80,878
収支差引額		1,494	1,079	-1,352	-2,538	-5,104
準備金残高		3,898	5,148	3,893	1,723	-3,381

(注)1 平成20年9月以前は政府管掌健康保険。法第3条第2項被保険者分を含む。

2 準備金残高は、平成20年9月以前は事業運営安定資金残高である。

② 組合健保

(単位:億円)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
収入	保険料収入	58,069	58,645	60,498	61,916	59,667
	国庫補助	48	48	48	49	39
	その他	5,331	5,819	6,818	9,926	11,397
	計	63,448	64,512	67,364	71,891	71,104
支出	事務費	1,231	1,235	1,267	1,253	1,177
	保険給付費	31,080	31,528	32,840	33,838	34,385
	法定給付費	30,237	30,642	31,890	32,877	33,443
	付加給付費	843	886	950	961	942
	納付金・拠出金等	20,351	20,967	23,221	27,471	27,188
	保健事業費	2,923	3,041	3,144	3,295	3,299
	その他	2,253	2,196	2,253	2,256	2,072
	計	57,837	58,967	62,725	68,113	68,120
収支差引額		5,611	5,546	4,639	3,778	2,984

2. 当年度収支状況

表Ⅱ-2-1は協会けんぽの平成21年度の収支状況を科目別に示したものである。協会けんぽの平成21年度の収入総額は7兆5,773億円であった。このうち保険料収入(医療分)は5兆9,555億円と収入全体の78.6%を占めており、前年度に比べ4.0%の減となっている。一方、支出総額は8兆878億円であった。このうち保険給付費は4兆4,513億円と支出全体の55.0%を占めている。保険給付費のうち、医療給付費は3兆9,415億円(全体の48.7%)、その他の給付費は5,098億円(同6.3%)となっている。

また、後期高齢者支援金は1兆5,057億円で支出全体に占める割合が18.6%、保険料収入(医療分)に占める割合が25.3%となっている。前期高齢者納付金は1兆961億円で支出全体に占める割合は13.6%、保険料収入(医療分)に占める割合は18.4%となっている。

表Ⅱ－２－１ 協会けんぽの収支状況（平成21年度）

収 入					支 出				
科 目	平成21年度	平成20年度	前年度比	構成比	科 目	平成21年度	平成20年度	前年度比	構成比
	百万円	百万円	%	%		百万円	百万円	%	%
保 険 料 収 入	6,441,090	6,674,216	-3.5	85.0	保 険 給 付 費	4,451,273	4,337,453	2.6	55.0
医 療 分	5,955,510	6,201,317	-4.0	78.6	医 療 給 付 費	3,941,496	3,857,166	2.2	48.7
介 護 分	485,580	472,899	2.7	6.4	現 金 給 付 費	509,777	480,287	6.1	6.3
国 庫 補 助	1,086,016	1,003,639	8.2	14.3	拠 出 金	3,499,131	3,493,571	0.2	43.3
医 療 分	967,806	909,328	6.4	12.8	前 期 高 齢 者 納 付 金	1,096,123	944,913	16.0	13.6
介 護 分	118,209	94,311	25.3	1.6	後 期 高 齢 者 支 援 金	1,505,671	1,313,061	14.7	18.6
そ の 他	50,240	25,069	100.4	0.7	老 人 保 健 拠 出 金	124	196,046	-99.9	0.0
日 雇 拠 出 金	0	357	-100.0	0.0	退 職 者 給 付 拠 出 金	274,155	446,711	-38.6	3.4
運 用 収 入	97	737	-86.9	0.0	病 床 転 換 支 援 金	1,226	852	43.9	0.0
独 立 行 政 法 人 納 付 金	10,378	10,473	-0.9	0.1	介 護 納 付 金	621,834	591,987	5.0	7.7
雑 収 入	39,765	13,502	194.5	0.5	そ の 他	137,386	125,674	9.3	1.7
					業 務 勘 定 へ 繰 入 等	119,504	120,851	-1.1	1.5
					諸 支 出 金	14,718	4,823	205.2	0.2
合 計 (A)	7,577,347	7,702,924	-1.6	100.0	合 計 (B)	8,087,791	7,956,697	1.6	100.0
医 療 分	6,973,460	7,135,714	-2.3	92.0	医 療 分	7,462,793	7,364,710	1.3	92.3
介 護 分	603,886	567,210	6.5	8.0	介 護 分	624,997	591,987	5.6	7.7
					(A)-(B) 収 支 差 引 額	-510,444	-253,774	-	-
					医 療 分	-489,333	-228,996	-	-
					介 護 分	-21,111	-24,777	-	-
					準 備 金 残 高	-3,381	1,723	-	-
					医 療 分	-3,179	1,714	-	-
					介 護 分	-203	9	-	-

表Ⅱ－２－２は組合健保の平成21年度の収支状況を科目別に示したものである。組合健保の平成21年度の収入総額は7兆1,104億円であった。このうち保険料（調整保険料を除く）は5兆9,667億円と収入全体の83.9%を占めており、前年度に比べ3.6%の減となっている。一方、支出総額は6兆8,120億円であった。このうち保険給付費は3兆4,385億円であり支出全体の50.5%を占めている。保険給付費のうち、医療給付費は2兆7,948億円（全体の41.0%）、その他の給付費は3,072億円（同4.5%）、高齢者1,189億円（同1.7%）、高額療養費1,234億円（同1.8%）、付加給付費は942億円（同1.4%）となっている。

また、後期高齢者支援金は1兆2,675億円で支出全体に占める割合は18.6%、保険料収入に占める割合は21.2%、前期高齢者納付金は1兆1,094億円で支出全体に占める割合は16.3%、保険料収入に占める割合は18.6%、保健事業費は3,299億円で支出全体に占める割合は4.8%、保険料収入に占める割合は5.5%となっている。

表Ⅱ-2-2 組合健保の収支状況（平成21年度）

収 入					支 出				
科 目	平成21年度	平成20年度	前年度比	構成比	科 目	平成21年度	平成20年度	前年度比	構成比
	百万円	百万円	%	%		百万円	百万円	%	%
健康保険収入	5,966,736	6,191,643	-3.6	83.9	事務費	117,733	124,393	-5.4	1.7
保険料	3,946	4,870	-19.0	0.1	事務所費	738	866	-14.8	0.0
国庫負担金収入	28	61	-53.9	0.0	小計	118,472	125,260	-5.4	1.7
その他	5,970,710	6,196,575	-3.6	84.0	法定給付費	1,403,106	1,383,928	1.4	20.6
小計	101,549	107,338	-5.4	1.4	医療給付費	203,224	193,306	5.1	3.0
調整保険料収入	153,331	168,333	-8.9	2.2	その他給付費	1,606,330	1,577,234	1.8	23.6
繰入金	27,330	12,839	112.9	0.4	小計	1,391,660	1,370,701	1.5	20.4
準備金限度内部分繰入	15,227	16,396	-7.1	0.2	医療給付費	103,971	98,158	5.9	1.5
準備金限度外部分繰入	-	-	-	0.0	その他給付費	1,495,631	1,468,859	1.8	22.0
準備金不動産保有分繰入	4,047	5,485	-26.2	0.1	小計	2,794,766	2,754,629	1.5	41.0
退職積立金繰入	478,344	370,681	29.0	6.7	医療給付費	307,195	291,464	5.4	4.5
別途積立金繰入	1,120	11,946	-90.6	0.0	その他給付費	118,924	118,429	0.4	1.7
老人保健拠出金引当金繰入	18	0	5,104.7	0.0	高年齢者	123,411	123,200	0.2	1.8
その他	526,087	417,347	26.1	7.4	高額療養費	3,344,295	3,287,722	1.7	49.1
小計	-	-	-	0.0	小計	60,217	-1.4	-0.9	0.9
厚生年金還元融資	-	-	-	0.0	被保険者	30,755	31,877	-3.5	0.5
事業主融資	840	1,100	-23.6	0.0	被扶養者	4,065	3,990	1.9	0.1
その他	840	1,100	-23.6	0.0	合算高額療養費付加金	94,192	96,084	-2.0	1.4
小計	196	300	-34.9	0.0	小計	3,438,487	3,383,806	1.6	50.5
寄付金	2,841	1,242	128.7	0.0	前期高齢者納付金	1,109,399	989,282	12.1	16.3
給付費臨時補助金	15,269	14,688	4.0	0.2	後期高齢者支援金	1,267,485	1,120,161	13.2	18.6
支援金等負担助成金	87	7	1,128.8	0.0	病床転換支援金	1,032	727	42.0	0.0
被用者保険運営円滑化推進事業助成	2,762	1,894	45.8	0.0	日雇抛入金	0	357	-100.0	0.0
特定健康診査・保健指導補助金	1,614	-	-	0.0	退職者給付拠出金	285,093	482,547	-40.9	4.2
出産育児一時金補助金	30	-	-	0.0	老人保健拠出金	55,767	154,040	-63.8	0.8
高額療養費特別支給金補助金	22,603	17,832	26.8	0.3	小計	2,718,775	2,747,114	-1.0	39.9
小計	648	497	30.4	0.0	特定健康診査事業費	36,795	31,174	18.0	0.5
特定健康診査一部負担金	26	4	589.6	0.0	特定保健指導事業費	6,347	3,826	65.9	0.1
特定保健指導一部負担金	3,253	2,470	31.7	0.0	保健指導宣伝費	18,777	20,664	-9.1	0.3
特定健康診査相当法定健診受託料	82	52	58.5	0.0	疾病予防防費	192,968	192,659	0.2	2.8
特定健康診査受託料	0	0	17.8	0.0	体育奨励費	10,928	12,533	-12.8	0.2
特定保健指導受託料	4,009	3,023	32.6	0.1	在宅療養支援事業費	409	379	8.0	0.0
小計	1,789	1,810	-1.2	0.0	直営保養所費	33,708	37,031	-9.0	0.5
組合員診療収入	13,046	12,008	8.6	0.2	高額医療費貸付金	222	232	-4.6	0.0
老人保健加入者診療収入	34,509	34,388	0.3	0.5	在宅療養支援資金貸付金	-	0	-100.0	-
員外診療収入	8,380	8,317	0.8	0.1	出産費貸付金	783	1,386	-43.5	0.0
その他	57,724	56,524	2.1	0.8	その他	28,950	29,665	-2.4	0.4
小計	180	168	7.1	0.0	小計	329,886	329,549	0.1	4.8
訪問看護事業収入	3,087	2,906	6.2	0.0	組合債費	314	2,510	-87.5	0.0
介護老人保健施設収入	83	45	83.0	0.0	還付金	830	894	-7.1	0.0
前期高齢者交付金	32,011	16,409	95.1	0.5	調整保険料還付金	15	16	-5.6	0.0
財政調整事業交付金	104,441	97,604	7.0	1.5	その他	0	0	-95.6	0.0
財政調整合等交付金	136,452	114,013	19.7	1.9	営繕費	14,084	19,468	-27.7	0.2
高額医療交付金	25,464	29,946	-15.0	0.4	病院診療所費	75,705	76,110	-0.5	1.1
子収入	11,235	11,759	-4.5	0.2	訪問看護事業費	180	181	-0.8	0.0
直営保養所利用料収入	18,826	19,499	-3.5	0.3	介護老人保健施設費	2,912	2,863	1.7	0.0
その他の施設利用料収入	4,393	6,194	-29.1	0.1	財政調整事業拠出金	100,714	106,701	-5.6	1.5
不用財産等売払代	226	253	-10.8	0.0	連合費	2,923	2,941	-0.6	0.0
高額医療費貸付金回収金	-	-	-	0.0	出資金	-	0	-100.0	-
在宅療養支援資金貸付金回収金	962	1,350	-28.8	0.0	積立金	3,545	4,023	-11.9	0.1
出産費貸付金回収金	72,036	34,282	110.1	1.0	財政運営安定資金	-	-	-	-
その他	133,143	103,283	28.9	1.9	その他の	3,227	9,451	-65.9	0.0
小計	438	319	37.3	0.0	介護勘定繰入	1,970	399	394.1	0.0
介護勘定受入	7,110,431	7,189,106	-1.1	100.0	合 計 (B)	6,812,040	6,811,287	0.0	100.0
合 計 (A)	6,171,835	6,365,798	-3.0	86.8	經常支出合計 (D)	6,695,227	6,684,653	0.2	98.3
經常収入合計 (C)	2,699,454	2,801,456	-3.6	38.0	(A)-(B) 収入支出差引額	298,391	377,819	-	-
特定保険料率に係る保険料(再掲)					(C)-(D) 經常収入支出差引額	-523,392	-318,855	-	-

(注) 經常収入とは、収入総額から調整保険料収入、繰越金、繰入金（退職積立金を除く）、組合債、寄付金、国庫補助金収入、財政調整事業交付金、介護勘定受入及び雑収入の不要財産等売払代を除いて算出した額であり、經常支出とは、支出総額から還付金中の調整保険料還付金、営繕費、財政調整事業拠出金、財政運営安定資金及び介護勘定繰入を除いて算出した額である。

なお、經常収支科目のうち、過年度分収支未済分額は除かれ、当年度分収支未済分額は加算される。

### Ⅲ 健康保険組合の分布状況

ここでは、平成 21 年度末時点で存続している健康保険組合（1,473 組合）を集計対象としている。そのため、平成 21 年度中に解散した組合については集計対象外となっていることに注意を要する。

#### （1）法定給付費等に要する保険料率階級別状況

法定給付費等（前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等を含む）に要する保険料率（以下「所要保険料率」という。）階級別に健康保険組合を分類したのが表Ⅲ－1－1である。組合計の所要保険料率は 72.34%であるが、その分布の状況をみると、所要保険料率が 40%未満と低い組合（12 組合。全体の約 0.8%）から 100%以上と高い組合（73 組合。同約 5.0%）まで広く分布している。所要保険料率階級別に組合の規模をみると、概ね山型となっており、所要保険料率が 70%以上 75%未満の階級の組合が最も多い。

次に所要保険料率階級別に、平均年齢、扶養率、総報酬額をみると、所要保険料率が高い組合において、平均年齢、扶養率が高く、総報酬額が低くなる傾向にある。

また、所要保険料率階級別に実際の保険料率をみると、所要保険料率が高い組合ほど高い保険料率を設定していることが分かる。

所要保険料率毎に 1 人当たり保険料や給付費等をみると、法定給付費、支援金・納付金等については所要保険料率が高くなるにしたがって高くなり、一方で、保険料、付加給付費、保健事業費については所要保険料率が高くなるにしたがって低くなる傾向にある。

表Ⅲ－１－１ 法定給付費等に要する保険料率階級別状況（平成21年度）

	所要保険料率		組合数	平均被保険者数	平均年齢 (注2)	扶養率 (注2)	平均総報酬額	平均保険料率	
	%以上	%未満						計	被保険者負担分
健康保険組合	110	～	23	4,030	44.2	0.99	3,850,294	85.93	38.85
	105	～ 110	21	1,550	43.3	1.10	4,332,782	86.30	39.35
	100	～ 105	29	4,190	44.0	1.06	4,259,155	86.39	40.29
	95	～ 100	58	4,416	42.9	1.03	4,451,753	83.66	39.51
	90	～ 95	96	7,504	41.8	0.98	4,392,090	83.62	38.83
	85	～ 90	156	8,195	41.7	0.93	4,491,010	81.12	37.73
	80	～ 85	172	9,832	41.2	0.92	4,759,745	78.50	35.78
	75	～ 80	208	14,568	40.5	0.85	4,823,098	76.23	34.87
	70	～ 75	211	13,807	40.2	0.96	5,422,676	74.01	32.63
	65	～ 70	150	13,532	40.9	1.00	5,896,664	71.21	30.94
	60	～ 65	136	14,232	38.4	0.77	5,611,455	68.81	29.97
	55	～ 60	98	10,068	39.4	0.85	6,153,446	64.06	27.45
	50	～ 55	61	8,707	39.5	0.89	6,999,789	58.59	23.29
	45	～ 50	27	4,813	38.5	0.92	7,978,915	58.66	25.91
	40	～ 45	15	4,289	38.5	0.93	9,069,490	53.43	20.96
		～ 40	12	3,032	36.3	0.75	8,895,546	54.39	24.65
	組合健保計(平均値)		1,473	10,760	40.4	0.91	5,305,118	74.50	33.42
	(中央値)			3,771	41.6	1.01	5,238,269	75.20	34.00
	協会(一般)		1	19,623,679	43.6	0.77	73,481,071,612	82.00	41.00

	所要保険料率		被保険者1人当たり額					所要保険料率
	%以上	%未満	保険料	法定給付費	支援金・納付金等	付加給付費	保健事業費	
健康保険組合	110	～	293,924	210,803	154,984	414	6,834	119.36
	105	～ 110	376,229	248,475	216,596	1,838	14,737	107.14
	100	～ 105	359,120	236,480	197,362	524	9,338	101.87
	95	～ 100	374,179	231,706	200,435	1,454	12,823	97.08
	90	～ 95	360,469	215,131	189,896	2,800	11,944	92.35
	85	～ 90	365,415	211,703	179,566	2,817	13,985	87.24
	80	～ 85	371,728	212,322	180,768	3,433	16,066	82.61
	75	～ 80	358,293	199,166	175,802	4,275	16,469	77.81
	70	～ 75	390,028	215,958	174,090	7,380	20,650	72.19
	65	～ 70	400,321	229,940	168,038	8,803	22,932	67.53
	60	～ 65	370,175	198,568	154,453	6,334	26,752	62.95
	55	～ 60	373,011	204,499	150,572	9,509	31,090	57.98
	50	～ 55	391,938	206,492	161,409	10,441	33,822	53.03
	45	～ 50	445,584	218,955	154,680	12,797	51,159	47.01
	40	～ 45	476,957	212,173	167,089	11,623	68,885	42.07
		～ 40	454,655	183,019	135,812	8,660	71,361	36.61
	組合健保計(平均値)		376,452	210,997	171,532	5,943	20,813	72.34
	(中央値)		389,398	215,788	184,528	4,585	19,783	75.71
	協会(一般)		303,486	226,832	146,624	0	-	86.56

(注1) 所要保険料率は、法定給付費等（法定給付費及び支援金・納付金等）を標準報酬総額で除して得た率である。

(注2) 平均年齢及び扶養率は、特例退職被保険者を除いたものである。

(注3) 平均保険料率は該当する健康保険組合の単純平均である。

(注4) 協会（一般）の平均年齢は、健康保険被保険者実態調査による。

(2) 保険料率と所要保険料率の相関状況

実際の保険料率と所要保険料率との相関関係について、さらに詳しくみたのが表Ⅲ－1－2である。所要保険料率と保険料率との間には強い正の相関関係があり、所要保険料率階級別の平均保険料率をみると、所要保険料率が高い組合ほど、保険料率も高くなる傾向にある。また、協会（一般）と比較すると、協会（一般）よりも所要保険料率が高いにも関わらず、保険料率が協会（一般）よりも低い組合が 146 組合、逆に、所要保険料率が協会（一般）よりも低いにも関わらず、保険料率が協会（一般）よりも高い組合は 105 組合ある。

表Ⅲ－1－2 保険料率と所要保険料率の相関状況

		保険料率(‰以上～‰未満)														合計	平均 保険料率 ‰			
		協会よりも低い組合											協会よりも高い組合							
		～40	40～45	45～50	50～55	55～60	60～65	65～70	70～75	75～80	80～82	82～85	85～90	90～95	95～					
協会 よりも 高い 組合 ↑	‰以上																			
	110	～	1	-	-	-	-	-	-	-	2	2	4	6	4	4	23	85.93		
	105	～	-	-	-	-	-	-	-	1	-	6	2	9	1	2	21	86.30		
	100	～	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	5	13	4	1	29	86.39		
	95	～	-	-	-	-	-	1	2	4	9	9	10	16	6	1	58	83.66		
	90	～	-	-	-	-	1	1	1	2	29	11	12	27	8	4	96	83.62		
85.56	～	-	-	1	1	1	-	2	10	21	22	11	20	6	-	95	81.17			
所要 保険 料率 ↓	85	～	85.56	-	-	-	-	1	2	3	20	19	5	8	2	1	61	81.05		
	80	～	85	1	-	2	2	1	2	11	25	50	38	19	18	2	1	172	78.50	
	75	～	80	-	-	-	-	3	8	27	50	71	25	13	9	1	1	208	76.23	
	70	～	75	1	-	-	1	3	14	43	67	51	16	9	3	3	-	211	74.01	
	65	～	70	-	-	1	1	7	15	46	44	27	3	4	2	-	-	150	71.21	
	60	～	65	-	-	-	1	12	28	50	25	15	2	3	-	-	-	136	68.81	
	55	～	60	-	-	3	6	21	35	18	8	4	2	-	1	-	-	98	64.06	
	50	～	55	-	3	5	8	28	9	5	3	-	-	-	-	-	-	61	58.59	
	45	～	50	-	-	3	5	10	2	7	-	-	-	-	-	-	-	27	58.66	
	40	～	45	-	2	3	4	4	1	1	-	-	-	-	-	-	-	15	53.43	
		～	40	2	-	2	2	5	-	1	-	-	-	-	-	-	-	12	54.39	
	合計			5	5	20	31	96	117	216	242	302	158	97	132	37	15	1,473		

(注) 平均保険料率は該当する健康保険組合の単純平均である。

(3) 所要保険料率と加入者一人当たり総報酬の相関状況

所要保険料率と加入者一人当たり総報酬との相関関係についてみたのが表Ⅲ-1-3である。

所要保険料率と加入者一人当たり総報酬には強い負の相関関係にあり、所要保険料率が上がるにつれ、加入者一人当たり総報酬は下がる傾向にある。また、協会（一般）と比較すると、協会（一般）よりも所要保険料率が高いにも関わらず、加入者一人当たり総報酬が協会（一般）よりも高い組合が 236 組合、逆に、所要保険料率が協会（一般）よりも低いにも関わらず、加入者一人当たり総報酬が協会（一般）よりも低い組合は 10 組合ある。

表Ⅲ-1-3 所要保険料率と加入者一人当たり総報酬の相関状況

			加入者一人当たり総報酬（万円以上～万円未満）								合計	加入者1人 当たり 平均総報酬 万円	
			協会よりも低い組合		協会よりも高い組合								
			～200	200～211	211～250	250～300	300～350	350～400	400～450	450～500			500～
所要 保 険 料 率	%以上	%未満											
	協会 よ り も 高 い 組 合 ↑												
	110	～	14	4	5	-	-	-	-	-	-	23	193.0
	105	～ 110	5	6	10	-	-	-	-	-	-	21	206.7
	100	～ 105	8	6	13	2	-	-	-	-	-	29	207.3
	95	～ 100	5	13	35	5	-	-	-	-	-	58	219.8
	90	～ 95	5	16	71	4	-	-	-	-	-	96	221.7
	85.56	～ 90	2	2	83	7	1	-	-	-	-	95	229.8
	↓												
	協会 よ り も 低 い 組 合												
	85	～ 85.56	1	2	45	13	-	-	-	-	-	61	237.9
	80	～ 85	1	4	98	68	1	-	-	-	-	172	248.7
	75	～ 80	1	-	55	147	5	-	-	-	-	208	261.6
	70	～ 75	1	-	31	154	25	-	-	-	-	211	276.5
	65	～ 70	-	-	11	89	49	1	-	-	-	150	294.6
	60	～ 65	-	-	6	48	68	14	-	-	-	136	314.9
	55	～ 60	-	-	4	22	44	27	1	-	-	98	333.4
	50	～ 55	-	-	-	3	15	33	7	2	1	61	371.1
	45	～ 50	-	-	-	1	3	12	8	2	1	27	415.2
	40	～ 45	-	-	-	-	1	-	2	8	4	15	469.3
	～ 40	-	-	-	1	2	-	1	2	6	12	503.4	
合計			43	53	467	564	214	87	19	14	12	1,473	

(4) 所要保険料率と拠出金割合の相関状況

所要保険料率と拠出金割合（法定給付費と後期高齢者支援金等、拠出金との合計に占める、拠出金の割合）の相関関係についてみたのが表Ⅲ－１－４である。

所要保険料率と拠出金割合は弱い正の相関関係にあり、拠出金割合が上がるにつれ、所要保険料率も上がる傾向にある。また、協会（一般）と比較すると、協会（一般）よりも拠出金割合が高いにも関わらず、所要保険料率が協会（一般）よりも低い組合が 1062 組合と全体の 7 割近くを占めている。逆に、所要保険料率が協会（一般）よりも低いにも関わらず、保険料率が協会（一般）よりも高い組合は 14 組合ある。

表Ⅲ－１－４ 所要保険料率と拠出金割合の相関状況

		所要保険料率（%以上～%未満）											平均所要 保険料率			
		協会よりも低い組合										合計		%		
		～40	40～50	50～60	60～70	70～80	80～85.56	85.56～90	90～100	100～110	110～					
拠出金割合	%以上	%未満														
		60	～			1			2	1			1		5	62.4
		55	～	60		1	2	1	9	2	4	2	4		25	76.4
		50	～	55	2	2	18	39	67	47	20	32	9	6	242	76.1
		45	～	50	4	11	53	127	201	120	39	66	17	9	647	73.6
		40	～	45	3	17	63	84	118	50	26	47	16	5	429	72.0
		39.3	～	40		1	6	4	3	3	2	2	1		22	66.4
		35	～	39.3	1	7	9	19	13	7	4	4	3	2	69	66.8
		30	～	35	1	3	4	10	5	3				1	27	67.3
		25	～	30	1		2	1	1						5	59.2
		～	25			1	1							2	62.1	
	合計			12	42	159	286	419	233	95	154	50	23	1,473		

(注1) 拠出金割合 =  $\frac{\text{拠出金}}{\text{法定給付費} + \text{拠出}}$  である。

なお、拠出金とは、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、病床転換支援金、日雇拠出金、退職者給付拠出金、老人保健拠出金の合計である。

(注2) 平均保険料率は該当する健康保険組合の単純平均である。

(5) 保険料率の変化の状況

各健康保険組合の平成 20 年度の保険料率と平成 21 年度の保険料率の状況をみたものが表Ⅲ－1－3である。平成 21 年度の保険料率が平成 20 年度と比べて高くなった組合が 228 組合、変わらない組合が 1,134 組合、低くなった組合が 105 組合となっている。

表Ⅲ－1－5 保険料率階級別 保険料率変化状況

保険料率階級		平成21年度( %以上～ %未満)														合計	平均 保険料率		
		協会より低い組合							協会より高い組合										
		～40	40～45	45～50	50～55	55～60	60～65	65～70	70～75	75～80	80～82	82～85	85～90	90～95	95～				
協会より高い組合↑	%以上																		%
	95 ～	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	11	12	94.95		
	90 ～ 95	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	30	1	33	92.91		
	85 ～ 90	1	-	-	-	1	-	-	-	3	2	3	113	1	-	124	86.72		
82 ～ 85	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	82	7	1	-	95	84.31			
平成20年度 協会より低い組合↓	80 ～ 82	-	-	-	-	-	-	1	2	1	110	3	2	2	1	122	81.98		
	75 ～ 80	-	-	-	-	-	1	3	5	250	22	6	3	1	1	292	78.58		
	70 ～ 75	-	-	-	1	-	4	6	209	19	11	3	2	1	-	256	73.88		
	65 ～ 70	-	-	-	-	2	5	188	17	18	4	-	1	-	1	236	69.77		
	60 ～ 65	-	-	1	1	1	95	11	6	6	2	-	-	-	-	123	65.21		
	55 ～ 60	1	1	2	2	86	7	5	2	4	-	-	-	-	-	110	59.74		
	50 ～ 55	-	-	-	25	3	4	-	-	1	-	-	-	-	-	33	55.26		
	45 ～ 50	-	-	17	1	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	21	51.43		
	40 ～ 45	-	4	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	6	53.17		
	～ 40	3	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	4	44.35		
合計		5	5	20	31	95	116	215	242	302	156	97	132	36	15	1,467			

(注1) 平成 21 年度中に新設された組合 (6 組合) は除外している。

(注2) 平均保険料率は該当する健康保険組合の単純平均である。

(6) 収支比率階級別保険料率の分布状況

収支比率（経常支出／経常収入）階級別及び保険料率階級別に健康保険組合を分類したものが表Ⅲ－１－６である。組合計の収支比率は108.5%であるが、その分布の状況をみると、収支比率が100～115%である階級に多くの組合がいる一方、80%未満の組合が9組合（0.6%）、150%以上の組合が23組合（1.6%）となっており、幅広く分布している。また、保険料率との関係を見ると、弱い負の相関関係となっており、収支比率が高い組合ほど保険料率が低くなっている。

表Ⅲ－１－６ 収支比率階級別状況

		保険料率（%以上～%未満）														合計	平均 保険料率 ‰		
		協会よりも低い組合 ← 協会よりも高い組合																	
		～40	40～45	45～50	50～55	55～60	60～65	65～70	70～75	75～80	80～82	82～85	85～90	90～95	95～				
収支比率	赤字組合↑	%以上	%未満	3	-	4	3	5	1	1	3	2	-	1	-	-	-	23	58.50
	150	～	-	1	-	-	1	1	-	-	2	1	1	1	1	-	9	74.12	
	145	～ 150	1	-	1	1	2	2	2	2	1	2	1	3	-	-	18	70.07	
	140	～ 145	-	2	2	1	2	3	5	2	6	2	4	2	1	1	33	71.73	
	135	～ 140	-	-	1	3	1	5	5	5	5	2	3	3	1	1	35	72.81	
	130	～ 135	-	1	2	-	9	10	5	19	16	10	4	2	1	-	79	72.22	
	125	～ 130	-	-	-	3	5	7	23	19	32	10	7	14	-	1	121	75.12	
	120	～ 125	-	1	4	4	8	8	27	18	32	24	7	11	7	3	154	74.92	
	115	～ 120	-	-	-	4	12	18	36	38	46	23	9	26	6	2	220	75.37	
	110	～ 115	-	-	-	3	14	29	36	47	59	29	18	26	6	2	269	75.15	
	105	～ 110	-	-	3	3	16	19	28	38	40	28	18	21	7	2	223	75.21	
	100	～ 105	-	-	1	3	11	11	20	28	37	16	13	15	3	1	159	75.41	
	95	～ 100	1	-	1	-	5	3	17	14	8	5	3	4	2	1	64	73.43	
90	～ 95	-	-	1	3	1	-	5	6	8	2	6	1	1	1	35	74.60		
85	～ 90	-	-	-	-	2	-	4	3	7	2	2	1	1	-	22	75.71		
80	～ 85	-	-	-	-	2	-	2	-	1	2	-	2	-	-	9	75.05		
～	80	-	-	-	-	2	-	2	-	1	2	-	2	-	-	-	-	-	
合計		5	5	20	31	96	117	216	242	302	158	97	132	37	15	1,473			

(注) 平均保険料率は該当する健康保険組合の単純平均である。

(7) 財産比率階級別保険料率の分布状況

財産比率（財産／（法定給付費＋拠出金等））階級別及び保険料率階級別に健康保険組合を分類したものが表Ⅲ－１－７である。組合計の財産比率は73.4%であるが、その分布の状況をみると、財産比率が20%未満の組合が33組合（2.2%）、300%以上の組合が48組合（3.3%）と幅広く分布している。また、保険料率との関係をみると、弱い負の相関があり、財産比率が高い組合ほど保険料率が低くなっている。

表Ⅲ－１－７ 財産比率階級別状況

		保険料率（%以上～%未満）														平均 保険料率 %	
		協会よりも低い組合										協会よりも高い組合					合計
		～40	40～45	45～50	50～55	55～60	60～65	65～70	70～75	75～80	80～82	82～85	85～90	90～95	95～		
財産比率	%以上 %未満	-	-	-	-	-	2	1	2	5	11	1	7	3	1	33	81.95
	20～40	-	2	-	-	3	5	13	11	39	36	23	39	9	9	189	81.07
	40～60	-	-	1	1	8	9	34	40	51	25	16	26	11	2	224	77.03
	60～80	2	-	1	5	12	24	35	36	64	22	10	25	8	1	245	74.87
	80～100	-	1	4	4	18	22	30	41	39	19	13	10	2	-	203	72.09
	100～120	1	-	2	-	18	15	31	29	31	13	10	3	1	1	155	72.10
	120～140	-	-	2	3	7	15	16	29	23	15	7	7	-	-	124	72.57
	140～160	-	-	-	1	6	8	12	13	12	7	3	5	1	1	69	73.45
	160～180	-	-	1	3	4	7	16	11	9	5	3	2	-	-	61	70.56
	180～200	-	-	1	4	4	3	7	7	7	1	3	2	1	-	40	70.60
	200～220	-	1	1	3	-	2	3	9	4	1	-	2	1	-	27	71.00
	220～240	-	-	3	1	5	2	1	3	2	1	-	1	-	-	19	65.82
	240～260	-	-	-	1	3	1	2	1	2	-	-	-	-	-	10	66.70
	260～280	-	-	1	-	3	1	3	3	3	-	1	1	-	-	16	70.15
	280～300	-	-	1	1	-	-	2	1	3	-	2	-	-	-	10	71.80
	300～	2	1	2	4	5	1	10	6	8	2	5	2	-	-	48	68.74
	合計	5	5	20	31	96	117	216	242	302	158	97	132	37	15	1,473	

(注) 平均保険料率は該当する健康保険組合の単純平均である。

(8) 所要保険料率等の分布状況

所要保険料率等の分布状況をみるため、パーセンタイル値をみたのが表Ⅲ－１－８である。所要保険料率と拠出金割合及び収支比率は50パーセンタイル値と合計値がほぼ同じ値となっており、また、25パーセンタイルと50パーセンタイルの差と、50パーセンタイルと75パーセンタイルとの差が同水準となっている。

加入者1人当たり総報酬については、50パーセンタイル値と合計値を比べると、合計値の方が大きくなっており、また、25パーセンタイルと50パーセンタイルとの差に比べ、50パーセンタイルと75パーセンタイルとの差の方が大きいことから、加入者1人当たり総報酬額が非常に高い組合がいくつか存在することが分かる。

また、財産比率では、50パーセンタイル値と合計値を比べると、合計値の方が小さく、また、25パーセンタイルと50パーセンタイルとの差に比べ、50パーセンタイルと75パーセンタイルとの差の方が大きいことから、財産比率が非常に高い組合がいくつか存在することが分かる。

なお、パーセンタイルとは、対象となる数値を小さなものから並べ、指定された個数番目にある数値を示したものである。例えば100個の数値があったとすると、50パーセンタイルとは小さいものから数えて50番目の数値（中央値）であり、75パーセンタイルとは同じく75番目の数値のこととなる。

表Ⅲ－１－８ 所要保険料率等の分布状況

	所要保険料率	加入者1人 当たり総報酬	拠出金割合	収支比率	財産比率
合計	% 72.34	万円 278.2	% 44.8	% 108.5	% 73.4
パーセンタイル値					
5	52.00	207.0	38.2	91.2	26.7
25	65.71	236.6	43.4	101.8	53.1
50	75.71	263.9	46.2	109.1	83.9
75	85.37	297.3	49.0	118.1	128.3
95	99.71	379.6	53.1	136.5	257.9

(9) 加入者1人当たり医療費と加入者平均年齢との相関

加入者1人当たりの医療費と加入者の平均年齢との相関関係をみたのが表Ⅲ－1－9である。加入者1人当たり医療費と加入者平均年齢とは高い正の相関がみられ、平均年齢が高い組合ほど、1人当たり医療費が高い傾向にある。

また、協会（一般）よりも平均年齢が高いにも関わらず、1人当たり医療費が低い組合が190組合（12.7%）、平均年齢が低いにもかかわらず、1人当たり医療費が高い組合が74組合（5.0%）ある。

表Ⅲ－1－9 加入者1人当たり医療費と加入者平均年齢の相関状況

		加入者1人当たり医療費(万円以上～万円未満)														平均 加入者 1人当たり 医療費	
		協会より低い組合 ← 協会より高い組合															合計
		～10	10～11	11～12	12～13	13～14	14～15	15～15.2	15.2～16	16～17	17～18	18～19	19～20	20～			
加入者 平均 年齢	協会 より 低い 組合 ↓	歳以上 歳未満	20	20	20	15	4	1	-	-	-	-	-	-	1	81	円 111,429
		30 ～ 31	3	15	44	29	3	-	-	-	-	-	-	-	-	94	116,831
		31 ～ 32	4	11	41	48	13	2	-	-	-	-	-	-	-	119	120,088
		32 ～ 33	2	8	34	93	50	8	1	1	-	-	-	-	1	198	125,715
		33 ～ 34	1	10	30	100	100	20	3	4	1	-	1	-	-	270	128,273
		34 ～ 35	1	4	16	72	111	56	2	6	1	-	-	-	-	269	134,861
		35 ～ 36	1	-	8	31	59	55	9	16	6	1	-	-	-	186	140,297
		36 ～ 36.2	2	-	1	2	6	11	-	5	1	1	-	-	-	29	147,867
		36.2 ～ 37	-	1	4	5	10	24	3	12	6	2	1	-	-	68	148,882
		37 ～ 38	1	-	3	9	8	21	4	14	11	2	-	-	-	73	154,197
		38 ～ 39	1	-	-	3	5	5	1	2	8	1	-	-	-	26	158,369
39 ～ 40	-	-	1	5	4	2	-	2	6	2	1	-	1	24	165,295		
40	1	1	1	3	5	3	-	3	5	4	1	2	1	30	168,648		
合計		37	70	203	415	378	208	23	65	45	13	4	2	4	1,467		

## 事業概況（船員保険）

### IV 適用及び給付の状況

#### 1. 適用状況

##### （1）船舶所有者数及び加入者数

表Ⅳ－１－１は、船員保険の船舶所有者数及び加入者数の過去5年間の推移を示したものである。なお、加入者数については、平成20年度に後期高齢者医療制度が創設され、75歳以上の者等が後期高齢者医療制度に移行する等、大きな異動があったことに留意が必要である。

平成21年度末の船舶所有者数は6,066と前年度末より1.4%減少している。また、被保険者数については、一貫して減少しており、平成21年度の年度平均被保険者数は6万2千人（前年度より1千人、1.6%減）となった。

被扶養者数についても一貫して減少しており、平成21年度の年度平均被扶養者数は8万1千人（同3千人、3.2%減）となっている。

さらに扶養率についても減少傾向となっており、平成21年度については1.310（同0.001ポイント減）となっている。

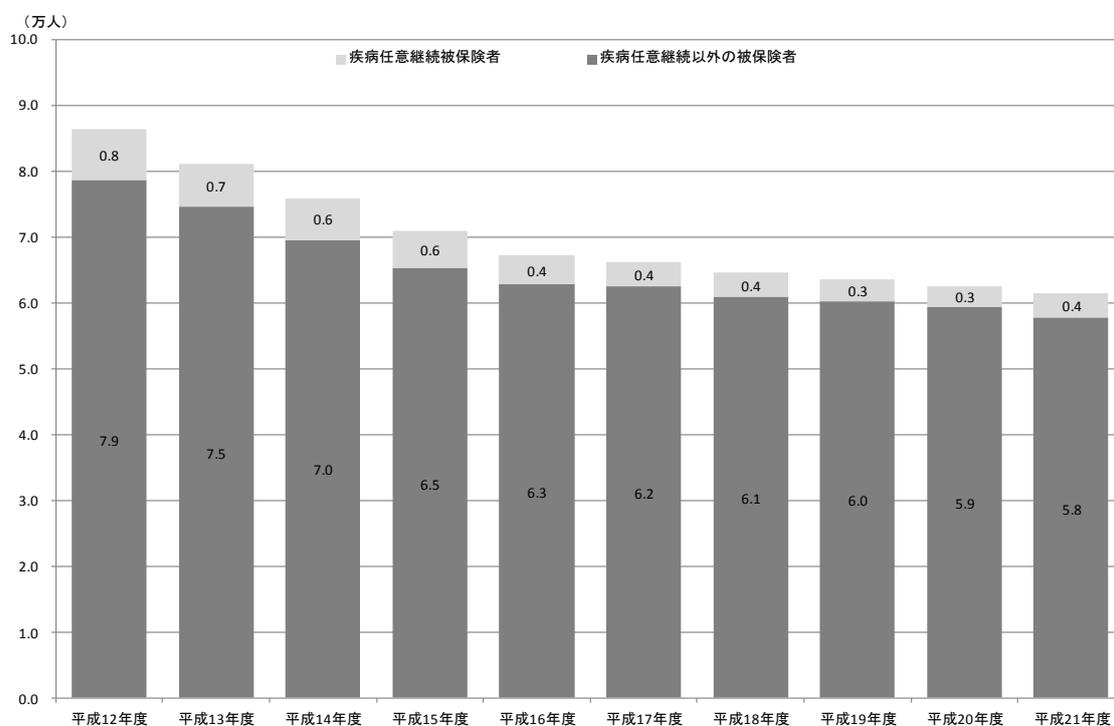
表Ⅳ－１－１ 船舶所有者数及び加入者数の年次推移

年 度	船舶所有者数		加入者計 人	被保険者数 人		被扶養者数 人	扶養率
	年度末値	年度間値		被保険者数	被扶養者数		
平成17年度	6,292 (-0.9%)	6,345 (-0.9%)	171,567 (-3.2%)	66,127 (-1.5%)	105,441 (-4.2%)	1.595 (-2.7%)	
平成18年度	6,237 (-0.9%)	6,281 (-1.0%)	164,618 (-4.1%)	64,573 (-2.3%)	100,045 (-5.1%)	1.549 (-2.8%)	
平成19年度	6,173 (-1.0%)	6,194 (-1.4%)	159,548 (-3.1%)	63,570 (-1.6%)	95,978 (-4.1%)	1.510 (-2.6%)	
平成20年度	6,155 (-0.3%)	6,158 (-0.6%)	145,760 (-8.6%)	62,538 (-1.6%)	83,222 (-13.3%)	1.331 (-11.9%)	
平成21年度	6,066 (-1.4%)	6,108 (-0.8%)	142,072 (-2.5%)	61,510 (-1.6%)	80,562 (-3.2%)	1.310 (-1.6%)	

(注) カッコ内は対前年度伸び率である。

図IV-1-1は船員保険の平成12年度以降の適用種別別の被保険者数の推移をみたものである。疾病任意継続以外の被保険者は、一貫して減少しており、平成21年度の任意継続以外の被保険者数は5万8千人（前年度より2千人減）となっている。また、任意継続被保険者については平成20年度までは減少してきたものの、平成21年度は増加に転じ、4千人となっている。

図IV-1-1 適用種別別被保険者数の年次推移（年度平均値）



## (2) 平均標準報酬

過去10年間の船員保険の1人当たりの平均標準報酬月額、平均標準賞与額、平均総報酬額の推移をみたのが表Ⅳ-1-2である。なお、平成15年度より総報酬制が導入されたことから、平均標準賞与及び平均総報酬額については平成15年度より記載している。

平均標準報酬月額については、特に大きな傾向はなく、年度によって不規則な動きとなっている。

また、平成21年度の標準賞与額の平均は、48万6千円（対前年度比8.2%減）となっている。

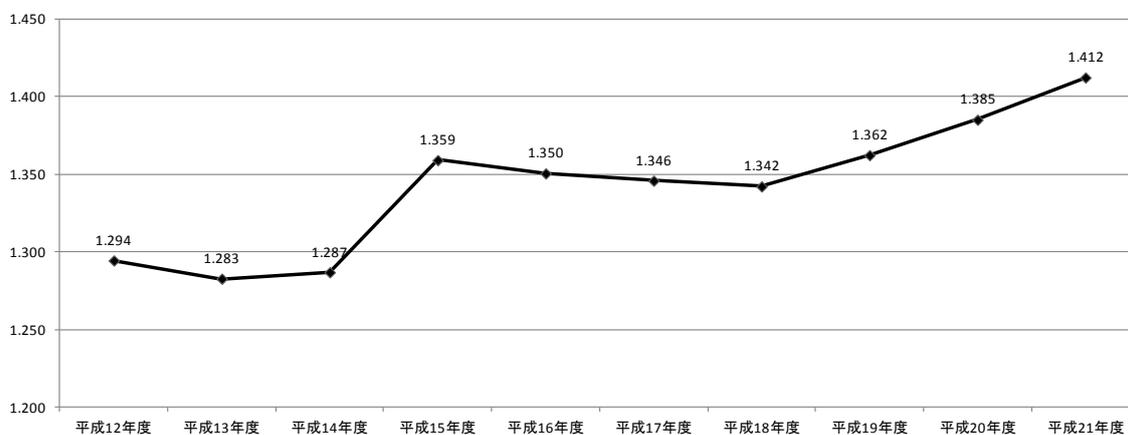
図Ⅳ-1-2は、協会（一般）と船員保険との平均標準報酬月額の比率の年次推移を示したものである。これをみると、平成15年度から18年度までは船員保険の協会（一般）に対する比率は緩やかに減少していたが、平成19年度以降は増加に転じ、平成21年度は1.412倍となっている。

表Ⅳ-1-2 平均標準報酬月額、平均標準賞与額、平均総報酬額の年次推移

年度	平均標準報酬月額	平均標準賞与	平均総報酬額
	円	円	千円
平成12年度	374,966	.	.
平成13年度	370,720	.	.
平成14年度	368,990	.	.
平成15年度	386,489	537,357	5,133
平成16年度	382,393	517,897	5,073
平成17年度	381,040	501,602	5,046
平成18年度	379,781	505,944	5,034
平成19年度	388,397	521,666	5,155
平成20年度	394,932	529,149	5,241
平成21年度	394,630	485,599	5,192

(注) 平均標準賞与については、疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

図Ⅳ-1-2 船員保険の平均標準報酬月額の協会（一般）に対する比率の年次推移

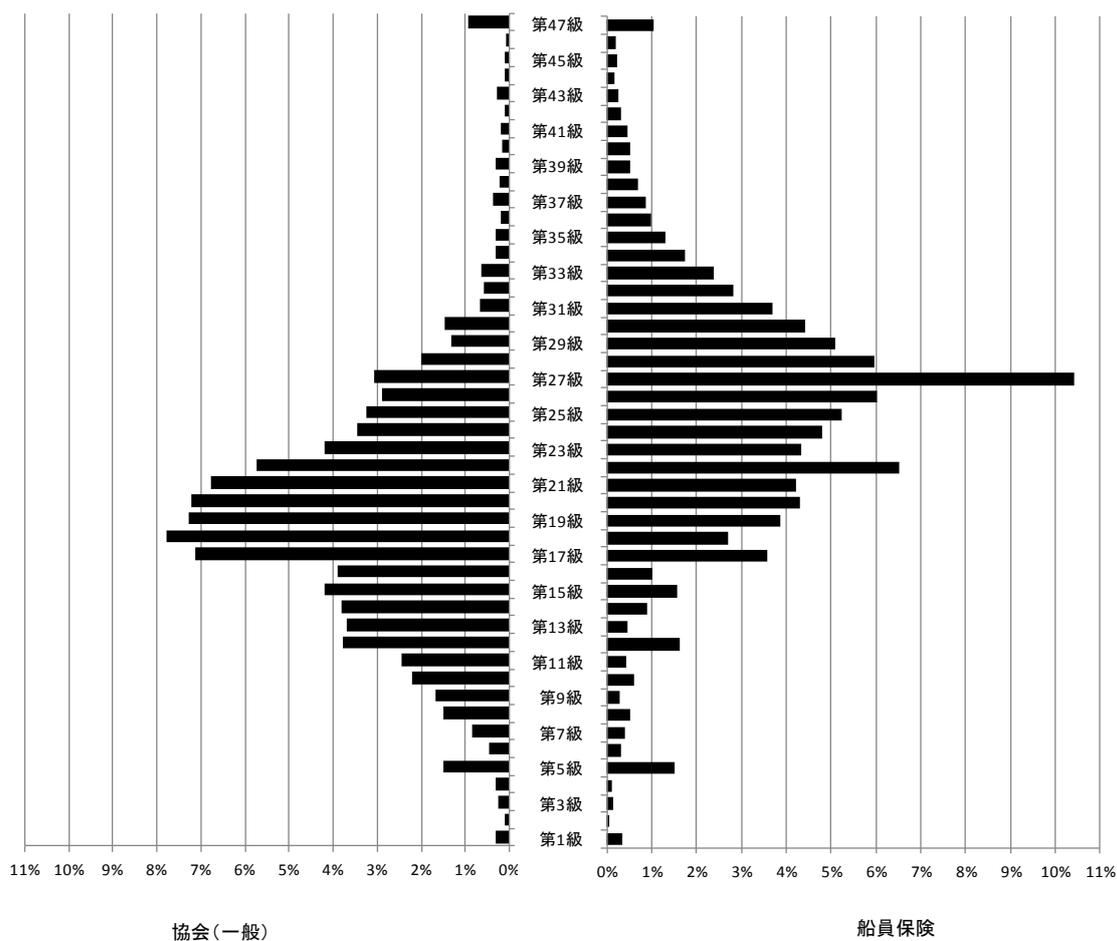


次に、平成 21 年度末の標準報酬月額を協会（一般）と船員保険とで比較したものが図Ⅳ－1－3 である。

船員保険は協会（一般）に比べ、相対的に高い月額に多く分布している。協会（一般）は第 17 級（20 万円）から第 22 級（30 万円）にかけて最も多く分布しているのに対し、船員保険はピークが第 27 級（41 万円）及び第 22 級（38 万円）にあり、その前後の等級に比較的幅広く分布している。なお、第 27 級がピークとなっているのは、平成 21 年度の疾病任意被保険者の標準報酬等級の上限が 27 等級であることによるものと考えられる。

また、標準報酬等級の上限である第 47 級（121 万円）の被保険者の割合は協会（一般）が 0.94%、船員保険が 1.06%であり、上限該当被保険者の割合も船員保険の方が若干大きくなっている。

図Ⅳ－1－3 協会（一般）及び船員保険の等級分布（平成 21 年度）



## 2. 保険給付状況

### (1) 医療費及び医療給付費

医療費、医療給付費及び実効給付率(注)の推移を示したものが表Ⅳ-2-1である(ただし、平成19年度までは老人保健に係る分は除く)。なお、平成21年12月以前については、医療費及び医療給付費に労働者災害補償保険相当の給付が含まれているため、平成22年1月以降の期間とは単純には比較ができないことに注意を要する。

医療費の推移については、平成18年度までは加入者数の減少等の影響により概ね横ばい若しくは減少傾向にあったが、平成19年度は上昇に転じ、平成20年度は再び概ね横ばいとなっている。

船員保険の平成21年度の医療費総額は258億円で、前年度より5億円、1.8%減少した。これは平成22年1月以降、労働者災害補償保険相当の給付を除外している影響もある。

実効給付率については平成15年度までは減少傾向であったものが平成16年度以降は概ね横ばいとなっている。平成21年度においては、平成22年1月以降、ほぼ10割給付である労働者災害補償保険相当の給付が除外されたことから減少し、79.08%となっている。

(注) 実効給付率 =  $\frac{\text{医療給付費(保険者負担分+高額療養費+その他の保険給付のうち医療給付に充てられた額)}}{\text{医療費}} \times 100$

表Ⅳ-2-1 医療費、医療給付費及び実効給付率の年次推移

年度	医療費		医療給付費		実効給付率 %
	億円		億円		
平成12年度	347	(-6.1%)	281	(-6.0%)	81.03
平成13年度	327	(-5.8%)	264	(-6.1%)	80.76
平成14年度	296	(-9.5%)	239	(-9.6%)	80.67
平成15年度	277	(-6.3%)	219	(-8.2%)	79.06
平成16年度	264	(-5.0%)	210	(-4.5%)	79.49
平成17年度	264	( 0.1%)	211	( 0.5%)	79.80
平成18年度	256	(-2.8%)	204	(-3.1%)	79.59
平成19年度	262	( 2.2%)	210	( 2.7%)	79.93
平成20年度	263	( 0.1%)	209	(-0.5%)	79.44
平成21年度	258	(-1.8%)	204	(-2.3%)	79.08

(注1) カッコ内の数値は対前年度伸び率である。

(注2) 平成21年12月以前には労働者災害補償保険相当の給付が含まれている。

平成 21 年度の船員保険の被保険者、被扶養者別医療費の構成割合を示したものが表Ⅳ－２－２である。なお、平成 21 年 12 月以前の被保険者の医療費には、労働者災害補償保険相当分及び下船後の療養補償に係る給付が含まれており、下船後の療養補償として記載しているものは、平成 22 年 1 月以降の期間に係る分であることを注意を要する。

医療費に占める診療費の割合は約 8 割であり、これは 70 歳未満被保険者、70 歳未満被扶養者、70 歳以上加入者それぞれ同様となっているが、下船後の療養補償については、約 9 割を占めている。また、診療費の内訳をみると、70 歳未満加入者被保険者と 70 歳以上加入者は入院外よりも入院の方が高いが、70 歳未満被扶養者は逆に入院よりも入院外の方が高くなっている。下船後の療養補償については、入院が 7 割を占めている。

その他の医療費については、70 歳未満加入者に比べ 70 歳以上加入者は調剤及び入院時食事・生活療養が占める割合が高く、療養費等が占める割合が低くなっている。

表Ⅳ－２－２ 医療費の構成（平成 21 年度）

	計	70歳未満加入者		70歳以上加入者		下船後の療養補償
		被保険者	被扶養者	被保険者	被扶養者	
	億円	億円	億円	億円	億円	億円
診療費	207 (80.5%)	188 (80.4%)	85 (80.5%)	103 (80.3%)	14 (78.3%)	5 (91.5%)
入院	88 (34.0%)	77 (32.7%)	39 (37.0%)	37 (29.2%)	7 (38.7%)	4.0 (71.6%)
入院外	94 (36.5%)	87 (37.0%)	34 (32.1%)	53 (41.2%)	6 (35.2%)	1.0 (18.0%)
歯科	26 (10.0%)	25 (10.6%)	12 (11.5%)	13 (9.9%)	1 (4.4%)	0.1 (1.9%)
調剤	42 (16.5%)	39 (16.6%)	17 (16.1%)	22 (17.0%)	3 (18.6%)	0.3 (5.0%)
訪問看護療養	0 (0.1%)	0 (0.1%)	0.02 (0.0%)	0.2 (0.2%)	0.02 (0.1%)	0.005 (0.1%)
入院時食事・生活療養	4 (1.7%)	4 (1.6%)	2 (1.7%)	2 (1.5%)	0.4 (2.3%)	0.2 (3.0%)
療養費等	3 (1.2%)	3 (1.3%)	2 (1.6%)	1 (1.1%)	0.1 (0.7%)	0.03 (0.5%)
合計	258 (100.0%)	234 (100.0%)	106 (100.0%)	128 (100.0%)	18 (100.0%)	6 (100.0%)

(注 1) カッコ内の数値は合計に占める構成割合である。

(注 2) 平成 21 年 12 月以前の 70 歳未満及び 70 歳以上の被保険者には、労働者災害補償保険相当の給付及び、下船後の療養補償に係る給付が含まれている。

(注 3) 下船後の療養補償は平成 22 年 1 月以降に係る分である。

(2) 高額療養費

平成 21 年度における船員保険の高額療養費の内訳は表Ⅳ－ 2－ 3 のとおりである。

高額療養費は、現物給付と現金給付を合わせて 12 億円となっており、前年度に比べて 1.3%減少している。また、1 件当たり金額をみると、平均が 10 万 2 千円となっており、前年度と比べて 0.5%の減となっている。

表Ⅳ－ 2－ 3 高額療養費の支給状況（平成 21 年度）

	合計	現物給付	現金給付計	一般分	多数該当分	世帯合算(再掲)	
						一般分	多数該当分
件数(千件)	11.9 (-0.8%)	9.6	2.2	1.5	0.7	0.2	0.2
金額(百万円)	1,212 (-1.3%)	1,052	160	109	51	17	15
1件当金額(円)	102,247 (-0.5%)	109,067	72,464	73,373	70,609	74,049	84,030

(注) 合計のカッコ内の数値は対前年度伸び率である。

(3) その他の現金給付

平成 21 年度における傷病手当金、出産育児一時金などのその他の現金給付の状況をまとめたものが表Ⅳ－ 2－ 4 である。なお、埋葬料、家族埋葬料にはそれぞれ付加給付である埋葬料付加金、家族埋葬料付加金が含まれている。

被保険者については、傷病手当金が最も多く支給されており、総支給件数の約 98%を占めている。

被扶養者については家族出産育児一時金が大多数を占めており、総支給件数の約 85%となっている。

表Ⅳ－ 2－ 4 その他の現金給付の支給状況（平成 21 年度）

	職務外の給付		被保険者計				被扶養者計			職務上の給付
			傷病手当金	埋葬料	出産育児一時金	出産手当金	家族埋葬料	家族出産育児一時金		
件数(千件)	8.5	7.4	7.2	0.2	0.005	0.004	1.1	0.1	1.0	3.7
給付費(百万円)	2,380	1,934	1,816	113	1.8	4	446	77	370	1,407
1件当たり給付費(円)	281,003	263,063	253,125	662,488	368,000	977,275	398,872	517,065	380,857	375,442

(注) 埋葬料、家族埋葬料にはそれぞれ埋葬料付加金、家族埋葬料付加金が含まれている。

## V 収支状況

### 1. 年度別収支状況

表V-1-1は船員保険の収支状況の年度別推移を示したものである。平成21年度における船員保険の単年度収入決算額は652億円、単年度支出決算額は624億円で、単年度収支差引額は28億円の黒字であった。また、積立金残高については、353億円となっている。なお、船員保険法の改正により、平成22年1月より労災保険に相当する部分及び雇用保険に相当する部分がそれぞれ一般制度である労災保険制度、雇用保険制度に統合されたことから、平成20年度以前と平成21年度を単純に比較することは困難であることに注意を要する。

表V-1-1 船員保険の収支状況の推移

(単位:億円)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
収入	保険料収入	639	621	615	612	559
	(再掲)疾病分	405	393	399	397	378
	国庫補助	43	42	39	39	41
	その他	32	26	26	23	52
	計	714	689	679	674	652
支出	保険給付費	319	324	317	315	314
	(再掲)疾病給付分	251	257	256	254	251
	前期高齢者納付金	-	-	-	38	47
	後期高齢者支援金	-	-	-	58	64
	老人保健拠出金	69	64	69	8	0
	退職者給付拠出金	36	40	47	18	12
	介護納付金	30	31	33	30	32
	その他	186	177	168	166	155
計	640	636	633	634	624	
収支差引額		74	53	46	40	28
積立金残高		1,194	1,247	1,293	1,333	353

注1 平成22年1月以降については、統合された労災保険及び雇用保険に相当する部分の収支が除外されているため、平成20年度以前の収支決算との比較は困難。

2 積立金については、制度の統合に伴い労災勘定に983億円、雇用勘定に22億円を移管している。

## 2. 当年度収支状況

表V-2-1は船員保険の平成21年度の収支状況を部門別にみたものである。

疾病部門については収入総額が419億円であり、このうち保険料が378億円と全体の90.2%を占めている。一方、支出総額は406億円であり、このうち疾病保険給付費は251億円と支出全体の61.7%を占めている。また、後期高齢者支援金は643億円で支出全体に占める割合が15.8%、前期高齢者納付金は468億円で支出全体に占める割合は11.5%となっている。

年金部門については、収入総額が137億円であり、このうち保険料が114億円と全体の83.5%を占めている。一方、支出総額は143億円であり、このうち年金保険給付費は45億円と支出全体の31.6%を占めている。また、職務上年金給付費年金特別会計へ繰り入れは97億円で支出全体に占める割合が68.0%となっている。

失業部門については、収入総額が31億円であり、このうち保険料が27億円と全体の83.5%を占めている。一方、支出総額は18億円であり、すべて失業保険給付費に係る分となっている。

表V-2-1 船員保険の部門別収支状況（平成21年度）

(1) 疾病部門

収 入					支 出				
科 目	平成21年度	平成20年度	前年度比	構成比	科 目	平成21年度	平成20年度	前年度比	構成比
	百万円	百万円	%	%		百万円	百万円	%	%
保 険 料 収 入	37,774	39,699	-4.8	90.2	疾 病 保 険 給 付 費	25,080	25,361	-1.1	61.7
医 療 分	34,765	36,640	-5.1	83.0	医 療 給 付 費	20,376	20,421	-0.2	50.1
介 護 分	3,009	3,059	-1.6	7.2	現 金 給 付 費	4,705	4,941	-4.8	11.6
一 般 会 計 からの繰り入れ	3,105	3,000	3.5	7.4	拠 出	15,547	15,262	1.9	38.3
職 務 上 年 金 給 付 費 等 交 付 金	551	0	-	1.3	前 期 高 齢 者 納 付 金	4,682	3,751	24.8	11.5
運 用 収 入	1	0	-	0.0	後 期 高 齢 者 支 援 金	6,427	5,838	10.1	15.8
準 備 金 繰 り 入 れ	82	0	-	0.2	退 職 者 給 付 拠 出 金	1,233	1,831	-32.7	3.0
雑 収 入	364	0	-	0.9	老 人 保 健 拠 出 金	0	795	-100.0	0.0
					病 床 転 換 支 援 金	5	4	38.1	0.0
					介 護 納 付 金	3,200	3,043	5.1	7.9
					福 祉 事 業 費	12	8	45.0	0.0
合 計 (A)	41,876	42,699	-1.9	100.0	合 計 (B)	40,639	40,631	0.0	100.0
					(A)-(B) 収支差引額	1,236	2,068	-	-

(2) 年金部門

収 入					支 出				
科 目	平成21年度	平成20年度	前年度比	構成比	科 目	平成21年度	平成20年度	前年度比	構成比
	百万円	百万円	%	%		百万円	百万円	%	%
保 険 料 収 入	11,442	13,495	-15.2	83.5	年 金 保 険 給 付 費	4,517	4,436	1.8	31.6
一 般 会 計 からの繰り入れ	7	13	-48.4	0.0	職 務 上 年 金 給 付 費 年 金 特 別 会 計 へ 繰 り 入 れ	9,723	11,693	-16.8	68.0
職 務 上 年 金 給 付 費 等 交 付 金	754	-	-	5.5	諸 支 出 金	61	65	-7.4	0.4
運 用 収 入	994	1,254	-20.7	7.3					
そ の 他	502	810	-38.1	3.7					
合 計 (A)	13,699	15,572	-12.0	100.0	合 計 (B)	14,300	16,194	-11.7	100.0
					(A)-(B) 収支差引額	-601	-623	-	-

(3) 失業部門

収 入					支 出				
科 目	平成21年度	平成20年度	前年度比	構成比	科 目	平成21年度	平成20年度	前年度比	構成比
	百万円	百万円	%	%		百万円	百万円	%	%
保 険 料 収 入	2,699	3,550	-24.0	86.6	失 業 保 険 給 付 費	1,760	1,682	4.7	100.0
一 般 会 計 からの繰り入れ	379	157	142.0	12.2	そ の 他	-	-	-	0.0
そ の 他	38	58	-33.8	1.2					
合 計 (A)	3,116	3,764	-17.2	100.0	合 計 (B)	1,760	1,682	4.7	100.0
					(A)-(B) 収支差引額	1,356	2,083	-	-

(4) 福祉・業取部門

収 入					支 出				
科 目	平成21年度	平成20年度	前年度比	構成比	科 目	平成21年度	平成20年度	前年度比	構成比
	百万円	百万円	%	%		百万円	百万円	%	%
保 険 料 収 入	4,028	4,446	-9.4	61.6	業 務 取 扱 費	2,254	1,402	60.7	39.2
一 般 会 計 からの繰り入れ	588	738	-20.3	9.0	福 祉 事 業 費	3,496	3,452	1.3	60.8
雑 収 入	1,923	173	1,011.4	29.4					
合 計 (A)	6,540	5,357	22.1	100.0	合 計 (B)	5,749	4,854	18.4	100.0
					(A)-(B) 収支差引額	790	503	-	-